

島根原子力発電所 原子炉施設保安規定
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表

令和2年6月11日

中国電力株式会社

<目次>

資料①「島根原子力発電所原子炉施設保安規定（第1編）設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表」	1
別冊「島根原子力発電所原子炉施設保安規定（第1編）変更に対する設置許可との整合性確認資料」	18
資料②「島根原子力発電所原子炉施設保安規定（第2編）設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表」	101
別冊「島根原子力発電所原子炉施設保安規定（第2編）変更に対する設置許可との整合性確認資料」	110

島根原子力発電所原子炉施設保安規定（第1編）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表

資料①

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第1章 総則			
第1条 目的	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条 基本方針	○ (本文十一号)	－	保安規定に係る基本方針であり，基本方針の内容である「保安活動は，…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は，本文十一号に記載されるため，保安規定記載はこれに整合している。
第2条の2 関係法令および保安規定の遵守	○ (本文十一号)	○	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて，本文十一号(5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ(6))に規定しており，保安規定記載はこれに整合している。
第2条の3 安全文化の育成および維持	○ (本文十一号)	○※	※：用語の置き換え（「安全文化の醸成」⇒「健全な安全文化の育成および維持」）のみの変更 社長の健全な安全文化の育成および維持のための取り組みについて，設置許可本文十一号(5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ(3))に規定しており，保安規定記載はこれに整合している。
第2章 品質保証			
第3条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	本文十一号との比較により，保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 体制および評価			
第1節 保安管理体制			
第4条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五，八)	○※	※：用語の置き換え（「管理責任者」⇒「品質マネジメントシステム管理責任者」）および組織名称の変更（「審査部門」⇒「内部監査部門」）のみの変更 添付書類五(1. 設計及び運転等のための組織)，添付書類八(13.2 保安管理体制)に記載があるが，保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また，本文十一号(5.5 責任，権限及びコミュニケーション)

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
			において，組織の責任と権限を明確化する旨が記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第5条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五)	○	添付書類五 (1. 設計及び運転等のための組織) に記載があるが，保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。また，本文十一号 (5.5 責任，権限及びコミュニケーション，8.2.4 機器等の検査等) において，組織の責任と権限を明確化する旨および使用前事業者検査等の独立性について記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第6条 原子力発電保安委員会	○ (添付書類五)	－	添付書類五 (1. 設計及び運転等のための組織) に委員会を設置する旨が記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第7条 原子力発電保安運営委員会	○ (添付書類五，八)	○※	※：用語の置き換え (「保守管理」⇒「施設管理」) のみの変更 添付書類五 (1. 設計及び運転等のための組織)，添付書類八 (13.2 保安管理体制) に委員会を設置する旨が記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第8条 原子炉主任技術者の選任	○ (添付書類五，八)	－	添付書類五 (6. 有資格者等の選任・配置)，添付書類八 (13.2 保安管理体制) に原子炉主任技術者を選任する旨が記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第8条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	○ (添付書類五)	－	添付書類五 (2. 設計及び運転等に係る技術者の確保) に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第9条 原子炉主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	－	添付書類五 (6. 有資格者等の選任・配置) に原子炉主任技術者は原子炉の運転に関し保安の監督を誠実に行う旨が記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	○	添付書類五 (2. 設計及び運転等に係る技術者の確保) に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第9条の3 原子炉主任技術者，電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の情報共有	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り, -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り, -:無し)	設置許可との整合性
第2節 原子炉施設の定期的な評価			
第10条 原子炉施設の定期的な評価	○ (本文十一号)	-	本文十一号(8.2.3 プロセスの監視測定)において、「原子炉施設の定期的な評価」も含めて記載しており、保安規定記載はこれに整合している。
第4章 運転管理			
第1節 通則			
第11条 構成および定義	-	○※	※:用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」,「定検」⇒「定事検」)のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。(保安規定第4章内の構成と定義を記載しているのみ)
第11条の2 原子炉の運転期間	-	○※	※:用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)および法令条項番号の反映のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第12条 原子炉の運転員の確保	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.3 運転管理)に運転に習熟した者の確保について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。なお、運転員の人数等については、設置許可に具体的な記載はない。
第12条の2 運転管理業務	○ (添付書類八)	○	添付書類八(13.3 運転管理)に運転管理業務について、保安規定に定める運転上の制限、異常時の措置等の遵守、機器の性能および状態の把握ならびに運転員の力量確保等が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第13条 巡視点検	○ (添付書類八)	○	添付書類八(13.3 運転管理)に原子炉施設の運転管理は、機器の性能および状態を正しく把握した上で行う旨が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第14条 規定類の作成	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.3 運転管理)に保安規定に定める運転上の制限、異常時の措置等の遵守、機器の性能および状態の把握ならびに運転員の力量確保等が記載されており、保安規定記載はこれについてマニュアルに定めることを記載しており、整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第15条 引継および周知	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第16条 原子炉起動前の確認事項	－	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第17条 地震・火災等発生時の対応	○ (添付書類八)	－	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に緊急時の措置として，地震・火災・その他原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第17条の2 電源機能等喪失時の体制の整備	○ (添付書類八)	－	添付書類八（13.8 緊急時の措置）に緊急時の措置として，地震・火災・その他原因による相当な規模の災害に対する対応が記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第2節 運転上の留意事項			
第18条 水質管理	○ (添付書類八)	－	添付書類八（6.2 原子炉浄化系）に水質管理に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第3節 運転上の制限			
第19条 停止余裕	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）および記載の適正化のみの変更 本文五号，添付書類八（3.3 核設計）他に最大反応度値を有する制御棒が一本未挿入状態であっても，常に炉心を臨界未満にすることが出来ることの記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第20条 反応度監視	－	－	設置許可に直接の記載はないが，添付書類八の炉心特性に関連して，取替炉心の安全性の確認に用いた核設計手法の妥当性を判断する目的で，運転時の監視値が計算コードの予測範囲内であることを確認するものであり，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第21条 制御棒の動作確認〔2号炉〕	○ (添付書類八)	－	添付書類八（3.2.3 原子炉停止系）他に制御棒駆動機構に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第21条の2 制御棒の動作確認〔3号炉〕	○ (添付書類八)	－	添付書類八（3.3 原子炉停止系）他に制御棒駆動機構に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第22条 制御棒のスクラム機能	○ (本文五号，十号) (添付書類八，十)	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）および記載の適正化のみの変更 本文五号，十号，添付書類八（3.2.3 原子炉停止系），添付書類十（2.2.2 解析条件）他に制御棒のスクラム挿入時間に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第23条 制御棒の操作	○ (添付書類八)	－	添付書類八（3.3.4 炉心特性）他に原子炉から制御棒を引き抜くときは制御棒価値等を満足する引き抜き手順を定めることに加えて，制御棒価値ミニマイザにより引き抜き手順を監視する旨が記載されており，保安規定記載はこれに整合している。
第24条 ほう酸水注入系	○ (本文五号) (添付書類八)	○	本文五号，添付書類八（3.2.3 原子炉停止系）他にほう酸水注入系に係る記載があり，サーベイランスの実施方法については，実条件性能確認の観点から追加し，保安規定記載はこれに整合している。
第25条 原子炉熱的制限値	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号，添付書類八（3.4 熱水力設計）他に最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度の熱的制限値に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第26条 原子炉熱出力および炉心流量	○ (添付書類八)	－	添付書類八（3.4 熱水力設計）他に炉心流量－原子炉出力特性曲線の範囲内で運転を行う旨の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第27条 計測および制御設備〔2号炉〕	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）および記載の適正化のみの変更 本文五号，添付書類八（8. 計測及び制御設備）他に計測制御系に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第27条の2 計測および制御設備〔3号炉〕	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）および記載の適正化のみの変更 本文五号，添付書類八（8. 計測及び制御設備）他に計測制御系に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第28条 原子炉再循環ポンプ〔2号炉〕	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号，添付書類八(4.4.2 原子炉再循環系)他に再循環ポンプに係る運転制御の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第28条の2 原子炉再循環ポンプ〔3号炉〕	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号，添付書類八(4.1 原子炉圧力容器及び一次冷却材設備)他に再循環ポンプに係る運転制御の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第29条 ジェットポンプ〔2号炉〕	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号，添付書類八(4.4.2 原子炉再循環系)他にジェットポンプに係る運転制御の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第30条 主蒸気逃がし安全弁	○ (本文五号，十号) (添付書類八，十)	○※	※：用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)および記載の適正化のみの変更 本文五号，十号，添付書類八(4.4.3 主蒸気系)，添付書類十(2.2.2 解析条件)他に主蒸気逃がし安全弁に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第31条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	○ (添付書類八)	－	添付書類八(8.6 原子炉プラント・プロセス計装)に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第32条 非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視	－	○※	※：用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)および記載の適正化のみの変更 原子炉冷却材圧力バウンダリ弁が漏えいし，低圧部の破損に至ることのないよう監視する行為を保安規定で定めており，設置許可には記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第33条 原子炉冷却材中のよう素131濃度	○ (本文十号) (添付書類十)	－	本文十号，添付書類十(3.4 環境への放射性物質の異常な放出)他の解析条件として記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第34条 残留熱除去系原子炉停止時冷却モードその1	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号，添付書類八(6.3 残留熱除去系)他に残留熱除去系に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第35条 残留熱除去系原子炉停止時冷却モードその2	○ (本文五号) (添付書類八)	－	同上(ただし、冷温停止時に係る要求であり、設置許可に記載はない。)
第36条 残留熱除去系原子炉停止時冷却モードその3	○ (本文五号) (添付書類八)	－	同上(ただし、燃料交換時に係る要求であり、設置許可に記載はない。)
第37条 原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率	○ (添付書類八)	－	添付書類八(4.3 設備の仕様)に加熱・冷却率の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第38条 原子炉圧力	○ (本文十号) (添付書類十)	－	本文十号、添付書類十の過度解析および事故解析の初期条件として記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第39条 非常用炉心冷却系その1〔2号炉〕	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号、添付書類八(5.4.1 原子炉格納施設、5.4.2 非常用炉心冷却系)他に非常用炉心冷却系および格納容器冷却系に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第39条の2 非常用炉心冷却系その1〔3号炉〕	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」、「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号、添付書類八(4.5 非常用炉心冷却系、原子炉格納施設、5. 原子炉格納施設)他に非常用炉心冷却系および格納容器冷却系に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第40条 非常用炉心冷却系その2	○ (本文五号) (添付書類八)	－	第39条 非常用炉心冷却系その1〔2号炉〕および第39条の2 非常用炉心冷却系その1〔3号炉〕と同様(ただし、停止時の要求は設置許可に記載はない。)
第41条 原子炉隔離時冷却系〔2号炉〕	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」、「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号、添付書類八(6.4 原子炉隔離時冷却系)他に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第42条 主蒸気隔離弁	○ (本文五号，十号) (添付書類八，十)	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 本文五号，十号，添付書類八（4.4.3 主蒸気系），添付書類十（2.2.2 解析条件）他に主蒸気隔離弁に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第43条 格納容器および格納容器隔離弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 本文五号，添付書類八（5.4.1 原子炉格納施設）他に格納容器および隔離弁に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第44条 サプレッションチェンバからドライウエルへの真空破壊弁	○ (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 添付書類八（5.4.1 原子炉格納施設）他に真空破壊弁に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第45条 サプレッションチェンバの平均水温	○ (添付書類十)	－	添付書類十の安全解析条件としてサプレッションチェンバ水温の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第46条 サプレッションチェンバの水位	○ (添付書類八)	－	添付書類八（5.4.1 原子炉格納施設）他にサプレッションチェンバの空間容積に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第47条 可燃性ガス濃度制御系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 本文五号，添付書類八（5.4.1 原子炉格納施設）他に可燃性ガス濃度制御系に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第48条 格納容器内の酸素濃度	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号，添付書類八（5.4.1 原子炉格納施設）他に可燃性ガス濃度制御系に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第49条 原子炉棟	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 本文五号，添付書類八（5.4.1 原子炉格納施設）他に原子炉棟に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第50条 原子炉棟給排気隔離弁	○ (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 添付書類八（12.4 換気系）他に原子炉棟換気系（隔離弁）に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第51条 非常用ガス処理系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 本文五号，添付書類八（5.4.1 原子炉格納施設）他に非常用ガス処理系に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第52条 原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 本文五号，添付書類八（6.5 原子炉補機冷却系）他に原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第53条 高圧炉心スプレー補機冷却水系および高圧炉心スプレー補機海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え（「定検」⇒「定事検」）のみの変更 本文五号，添付書類八（6.5 原子炉補機冷却系）他に高圧炉心スプレー補機冷却水系および高圧炉心スプレー補機海水系に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。 (ABWR はなし)
第54条 燃料プールの水位および水温	○ (添付書類八)	－	添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備系）他に燃料プール冷却浄化系に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第55条 燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位	○ (添付書類十)	－	添付書類十の燃料集合体落下時における水中へ放出された放射性無機よう素の水中での除染係数を確保できる条件として原子炉水位があり，保安規定記載はこれに整合している。
第56条 中央制御室非常用循環系	○ (本文五号) (添付書類八)	○	本文五号，添付書類八（12.4 換気系）他に中央制御室非常用循環系に係る記載があり，サーベイランスの実施方法については，実条件性能確認の視点から追加し，保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第57条 外部電源その1	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号，添付書類八(9.3.1 送電線)に外部電源に係る記載があるが，設置許可上，外部電源に期待しておらず，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第58条 外部電源その2	○ (本文五号) (添付書類八)	－	同上
第59条 非常用ディーゼル発電機その1	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号，添付書類八(9.3.7 ディーゼル発電設備)に非常用ディーゼル発電機に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第60条 非常用ディーゼル発電機その2	○ (本文五号) (添付書類八)	－	同上
第61条 非常用ディーゼル燃料油等	○ (添付書類八)	－	添付書類八(9.3.7 ディーゼル発電設備)に非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第62条 直流電源その1	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※：用語の置き換え(「定検」⇒「定事検」)のみの変更 本文五号，添付書類八(9.3.8 直流電源設備)に直流電源設備に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第63条 直流電源その2	○ (本文五号) (添付書類八)	－	同上
第64条 所内電源系統その1	○ (添付書類八)	－	添付書類八(9.3.5 所内高圧系統，9.3.6 所内低圧系統)に所内電源系統に係る記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第65条 所内電源系統その2	○ (添付書類八)	－	同上
第66条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き	－	－	保安のための手順等に係る内容であり，設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り, -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り, -:無し)	設置許可との整合性
第67条 単一制御棒駆動機構の取り外し	-	-	保安のための手順等に係る内容であり、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第68条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査	-	-	保安のための手順等に係る内容であり、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第69条 原子炉の昇温を伴う検査	-	-	保安のための手順等に係る内容であり、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第70条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	-	-	保安のための手順等に係る内容であり、設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第71条 運転上の制限の確認	-	○	設置許可に記載はないが、サーベイランスについては、実条件性能確認の観点で実施することを追加し、保安規定審査基準改正を反映したものであり、実施方法について、設置許可記載との整合性の観点で記載を追加している。
第72条 運転上の制限を満足しない場合	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第73条 予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	-	○	設置許可に記載はないが、保安規定記載については、PRA等を用いた措置の有効性の検証についての保安規定審査基準改正を反映している。
第74条 運転上の制限に関する記録	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4節 異常時の措置			
第75条 異常発生時の基本的な対応	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第76条 異常時の措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第77条 異常収束後の措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第5章 燃料管理			
第78条 新燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	本文五号, 九号, 添付書類八 (6.1 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に使用する設備や管理方法の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第79条 新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号，添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備，13.4 燃料管理）に使用する設備の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第80条 燃料の検査	○ (本文五号) (添付書類八)	○	本文五号，添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備，13.4 燃料管理）に使用する設備や管理方法の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。また，添付書類八（3.2 機械設計）に記載された燃料の健全性に関連して，照射された燃料の使用期間中における技術基準適合性を確認するための検査を記載している。
第81条 燃料の取替実施計画	○ (本文十号) (添付書類八，十)	○	燃料配置を変更する際，本文十号，添付書類八，十に記載される安全評価等の解析入力値又は制限値を満足することを確認する旨，記載しており，設置許可記載に整合している。
第82条 燃料移動手順	－	－	手順の内容は，設置許可に直接の記載はないが，保安規定では燃料移動時の炉心の未臨界確保のため，燃料移動手順に定めるべき事項を記載しており，添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備）に記載の未臨界性に関する設計方針と整合している。
第83条 燃料移動	○ (本文五号) (添付書類八)	－	本文五号，添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備）に使用する設備の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第84条 使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	○	本文五号，添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備，13.4 燃料管理）に使用する設備の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第84条の2 使用済燃料の運搬	○ (本文五号，九号) (添付書類八，九)	○	本文五号，九号，添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備，13.4 燃料管理），添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に使用する設備や管理方法の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り, -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り, -:無し)	設置許可との整合性
第6章 放射性廃棄物管理			
第85条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	○	本文九号, 添付書類八 (13.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (1. 放射線防護に関する基本方針, 2.6 放射性廃棄物の放出管理) に記載があり, 保安規定記載は ALARA の基本方針の条文を新設し, これに整合している。(保安規定では, 第2条 (基本方針) で ALARA について記載しているが, 第6章においても追記。)
第85条の2 頻度の定義	-	○※	※: 条文番号の繰り上げのみの変更 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第86条 放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号, 八号, 九号) (添付書類八, 九)	○	本文五号, 八号, 九号, 添付書類八 (10.3 固体廃棄物処理系, 13.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (4.4 固体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定の記載はこれに整合している。
第86条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第86条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第87条 放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八 (10.2 液体廃棄物処理系, 13.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (2.6 放射性廃棄物の放出管理, 4.3 液体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第88条 放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	-	本文五号, 九号, 添付書類八 (10.1 気体廃棄物処理系, 13.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (2.6 放射性廃棄物の放出管理, 4.2 気体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第89条 放出管理用計測器の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	本文五号, 九号, 添付書類八 (11.2 放射線管理施設), 添付書類九 (2.6 放射性廃棄物の放出管理) 他に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第7章 放射線管理			
第90条 放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八，九)	○	本文九号，添付書類八(13.6 放射線管理)，添付書類九(1. 放射線防護に関する基本方針)に記載があり，保安規定記載はALARAの基本方針の条文を新設し，これに整合している。 (保安規定では，第2条(基本方針)でALARAについて記載しているが，第7章においても追記。)
第90条の2 頻度の定義	－	○※	※：条文番号の繰り上げのみの変更 設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第91条 管理区域の設定および解除	○ (本文九号) (添付書類八，九)	－	本文九号，添付書類八(13.6 放射線管理)，添付書類九(1.2 具体的方法，2.1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定，2.2 管理区域内の管理)に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第92条 管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	－	本文九号，添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第93条 管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	－	本文九号，添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第94条 管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八，九)	－	本文九号，添付書類八(11.2 放射線管理施設，13.6 放射線管理)，添付書類九(1.2 具体的方法，2.2 管理区域内の管理，2.5 個人被ばく管理)に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第95条 管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八，九)	－	本文九号，添付書類八(13.6 放射線管理)，添付書類九(2.2 管理区域内の管理，2.5 個人被ばく管理)に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第96条 保全区域	(添付書類九)	－	添付書類九(2.1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第97条 周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八，九)	－	本文九号，添付書類八(13.6 放射線管理)，添付書類九(1.2 具体的方法，2.1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定，2.4 周辺監視区域内の管理)に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第98条 放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八，九)	○	本文九号，添付書類八(13.6 放射線管理)，添付書類九(1.2 具体的方法，2.2 管理区域内の管理)に記載があり，保安規定記載は条文に追記することで，これに整合している。
第99条 床，壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	－	本文九号，添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第100条 平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	○	本文九号，添付書類九(3.1 空間放射線量等の監視，3.2 環境試料の放射能監視)に記載があり，保安規定記載は新規条文を追加することで，これに整合している。
第100条の2 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八，九)	○※	※：条文番号の繰り下げのみの変更 本文九号，添付書類八(11.2 放射線管理施設，13.6 放射線管理)，添付書類九(1.2 具体的方法，2.2 管理区域内の管理，3.1 空間放射線量等の監視)に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第101条 放射線計測器類の管理	○ (本文五号，九号) (添付書類八，九)	○	本文五号，九号，添付書類八(11.2 放射線管理施設)，添付書類九(2.2 管理区域内の管理，3.1 空間放射線量等の監視)に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第102条 管理区域外等への搬出および運搬	○ (本文九号) (添付書類八，九)	○	本文九号，添付書類八(13.6 放射線管理)，添付書類九(2.2 管理区域内の管理)に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第103条 発電所外への運搬	－	○	設置許可に記載はないが，保安規定記載においては，発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準改正を反映している。
第104条 協力会社の放射線防護	○ (添付書類九)	－	添付書類九(2.2 管理区域内の管理，2.5 個人被ばく管理)に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第105条 欠番			
第8章 施設管理			
第106条 施設管理計画	○ (添付書類八)	○	添付書類八(13.7 保守)に記載があり，保安規定においては，原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り, -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り, -:無し)	設置許可との整合性
第106条の2 設計管理	○ (本文十一号)	○	本文十一号(7.3設計開発)に設計開発に用いる情報に係る記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第106条の3 作業管理	-	○	設置許可に記載はないが,保安規定においては,原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第106条の4 使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号(8.2.4機器等の検査等)に使用前事業者検査等に係る記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第106条の5 定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号(8.2.4機器等の検査等)に使用前事業者検査等に係る記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第106条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	○ (添付書類八)	○※	※:条文番号の繰り下げおよび用語の置き換え(「保守管理」⇒「施設管理)」のみの変更 添付書類八(13.7保守)に記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第9章 緊急時の措置			
第107条 原子力防災組織	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第108条 原子力防災組織の要員	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第108条の2 緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第109条 原子力防災資機材等の整備	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第110条 通報経路	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第111条 緊急時訓練	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第112条 通報	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第113条 緊急時体制の発令	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載はこれに整合している。
第114条 応急措置	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.8緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり,保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第115条 緊急時における活動	○ (添付書類八)	－	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第115条の2 緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	－	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第116条 緊急時体制の解除	○ (添付書類八)	－	添付書類八(13.8 緊急時の措置)に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第10章 保安教育			
第117条 所員への保安教育	○ (添付書類五，八)	○※	※：用語の置き換え(「保守管理」⇒「施設管理」，「保守および点検」⇒「保全」，「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 添付書類五(5. 技術者に対する教育・訓練)，添付書類八(13.9 教育及び訓練)に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第118条 協力会社従業員への保安教育	－	○※	※：用語の置き換え(「保守および点検」⇒「保全」)のみの変更 設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第11章 記録および報告			
第119条 記録	○ (添付書類八)	○	添付書類八(13.12 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第120条 報告	○ (添付書類八)	○※	※：条文番号の繰り下げのみの変更 添付書類八(13.12 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。

凡例 赤字・赤下線：保安規定変更箇所

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第1章 総則</p> <p>（関係法令および保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うため、以下の活動を実施する。</p> <p>（1）社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。</p> <p>（2）電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を統括する。</p> <p><u>（3）内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を統括する。</u></p> <p><u>（4）第4条（保安に関する組織）に定める組織（内部監査部門を除く。）は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>（5）内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>（6）電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p> <p><u>（7）内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>（中略）</p> <p>（6）関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>（中略）</p>	<p>・社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、設置許可本文十一号（5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）に規定しており、保安規定記載は、これに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 体制および評価</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築，実施，維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また，第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として，関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し，および維持することをコミットメントするとともに，これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は，品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また，第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として，保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し，および維持する活動を統括する。</p> <p>3. 内部監査部門長は，独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として，品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また，第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として，内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>（中略）</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は，電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。</p> <p>（中略）</p> <p>18. 課長（品質保証）は，発電所における品質保証活動の総括および使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>（中略）</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5. 5 責任，権限及びコミュニケーション</p> <p>5. 5. 1 責任及び権限</p> <p>社長は，部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ，関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は，品質マネジメントシステムを管理する責任者に，次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され，実施されるとともに，その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について，社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し，及び維持することにより，原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>5. 5. 3 管理者</p> <p>(1) 社長は，次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に，当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され，実施されるとともに，その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し，及び維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は，(1)の責任及び権限の範囲において，原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し，次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し，その目標の達成状況を確認する</p>	<p>・本文十一号（5.5 責任，権限及びコミュニケーション，8.2.4 機器等の検査等）において，組織の責任と権限を明確化する旨および使用前事業者検査等の独立性について記載されており，保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>42. 各職位は、第3条8. 2. 4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</u></p> <p>43. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p>	<p>ため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等 (中略)</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類五]</p> <p>1. 設計及び運転等のための組織</p> <p>（中略）原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで島根原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を行っている。</p> <p>（中略）</p> <p>運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく島根原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において本変更に係る業務を実施する。</p> <p>（中略）</p>	<p>・添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）に組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担のもとで原子力発電所の設計および運転等に係る業務を行う旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明																																					
<p>（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）</p> <p>第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、電気事業法第43条に基づき電気工作物の工事、維持および運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>（1）電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持および運用に従事する者へ指示、指導・助言する。また、電気事業法および原子炉等規制法に基づく工事計画の申請・届出を必要とする工事の場合、手続きが行われたことを確認する。</p> <p>（2）電気工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持および運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>（3）<u>使用前事業者検査</u>および定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って、検査の指導、監督を行う。</p> <p>（4）所管官庁が法令に基づき行う立会検査には、原則として立会う。</p> <p><u>（5）</u>あらかじめ定める記録の内容を確認する。 （中略）</p>	<p>[添付書類五]</p> <p>2. 設計及び運転等に係る技術者の確保</p> <p>(2) 有資格者数</p> <p>平成20年8月1日現在における有資格者数は、第1表に示すとおり、電源事業本部（原子力品質保証、原子力）及び島根原子力発電所において、原子炉主任技術者の有資格者が25名、放射線取扱主任者（第1種）の有資格者が46名、ボイラー・タービン主任技術者（第1種）の有資格者が33名、電気主任技術者（第1種）の有資格者が6名、運転責任者として経済産業大臣が定める基準に適合した者が13名である。</p> <p>今後とも設計及び運転等を適切に行っていくため、必要な教育及び訓練により技術者を確保するとともに、各種資格取得の奨励により、必要な有資格者数を確保していく。</p> <p>第1表 電源事業本部（原子力品質保証、原子力）及び島根原子力発電所の技術者の人数等</p> <p style="text-align: right;">（平成20年8月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1075 778 1697 1262"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">技術者の総人数</th> <th rowspan="2">技術者のうち管理者の人数</th> <th colspan="5">技術者の内有資格者の人数</th> </tr> <tr> <th>原子炉主任技術者有資格者</th> <th>第一種放射線取扱主任者有資格者</th> <th>運転責任者に適合した者</th> <th>第一種ボイラー・タービン主任技術者有資格者</th> <th>第一種電気主任技術者有資格者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源事業本部 (原子力品質保証、原子力)</td> <td>60</td> <td>20 (19)</td> <td>14</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>島根原子力発電所</td> <td>291</td> <td>39 (37)</td> <td>11</td> <td>23</td> <td>13</td> <td>28</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>351</td> <td>59 (56)</td> <td>25</td> <td>46</td> <td>13</td> <td>33</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：（ ）内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。</p>		技術者の総人数	技術者のうち管理者の人数	技術者の内有資格者の人数					原子炉主任技術者有資格者	第一種放射線取扱主任者有資格者	運転責任者に適合した者	第一種ボイラー・タービン主任技術者有資格者	第一種電気主任技術者有資格者	電源事業本部 (原子力品質保証、原子力)	60	20 (19)	14	23	0	5	2	島根原子力発電所	291	39 (37)	11	23	13	28	4	合計	351	59 (56)	25	46	13	33	6	<p>・添付書類五（2. 設計及び運転等に係る技術者の確保）に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
	技術者の総人数				技術者のうち管理者の人数	技術者の内有資格者の人数																																	
		原子炉主任技術者有資格者	第一種放射線取扱主任者有資格者	運転責任者に適合した者		第一種ボイラー・タービン主任技術者有資格者	第一種電気主任技術者有資格者																																
電源事業本部 (原子力品質保証、原子力)	60	20 (19)	14	23	0	5	2																																
島根原子力発電所	291	39 (37)	11	23	13	28	4																																
合計	351	59 (56)	25	46	13	33	6																																

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第4章 運転管理</p> <p><u>（運転管理業務）</u></p> <p><u>第12条の2 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</u></p> <p><u>（1）当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</u></p> <p><u>a. 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に通知する。</u></p> <p><u>b. 運転操作（状態管理を含む。）を実施する。</u></p> <p><u>c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</u></p> <p><u>d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。</u></p> <p><u>（2）当直長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、第1号b.による運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係各課長は、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長へ系統を引き渡す。</u></p> <p><u>（3）各課長または当直長は、第3節（第71条から第74条を除く。）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</u></p>	<p>[添付書類八]</p> <p>13.3 運転管理</p> <p>原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める原子炉運転上の制限、原子炉施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。</p>	<p>・添付書類八（13.3 運転管理）に運転管理に係る保安規定に定める運転上の制限、異常時の措置等の遵守、機器の性能および状態の把握ならびに運転員の力量確保等が記載されており、保安規定はこれに整合している。</p>
<p><u>（巡視点検）</u></p> <p><u>第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部および第93条（管理区域内における特別措置）第1項に定める区域を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。<u>実施においては、第106条の3第3項に定める観点を含めて行う。</u>以下、本条において同じ。</u></p> <p>（中略）</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>13.3 運転管理</p> <p>原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める原子炉運転上の制限、原子炉施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。</p>	<p>・添付書類八（13.3 運転管理）に原子炉施設の運転管理は機器の性能および状態を正しく把握した上で行う旨が記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（ほう酸水注入系）</p> <p>第24条 原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系は、表24-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ほう酸水注入系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（発電）は、定事検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{※1}が原子炉の運転状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(3) 課長（放射線管理）は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水濃度を1箇月に1回測定し、その結果を課長（発電）に通知する。</p> <p>(4) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの溶液量および温度が図24-1, 2の範囲内にあることを、毎日1回確認する。</p> <p>(5) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系注入ポンプ運転中の吐出圧力が表24-2に定める値であることおよび主要な電動弁が開することを、1箇月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。</p> <p>（中略）</p> <p>※1：主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち1次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するための貯蔵タンクから注入ポンプまでの吸込配管および注入ポンプから原子炉压力容器までの注入配管をいう。（主要な電動弁については、第2項（5）においても同様。）</p> <p>（中略）</p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>へ. 計測制御系統施設の構造及び設備</p> <p>(二) 非常用制御設備</p> <p>(1) 制御材の個数及び構造</p> <p>非常用制御設備としてほう酸水注入系を設ける。この系は、手動でポンプを起動して、中性子を吸収するほう素（五ほう酸ナトリウム溶液）を原子炉压力容器に注入し、原子炉を臨界未満にする。</p> <p>a. 系統数 1</p> <p>b. 中性子吸収材 ほう素（五ほう酸ナトリウム溶液）</p> <p>(2) 主要な機器の個数及び構造</p> <p>ポンプ</p> <p>台数 2（うち1台は予備）</p> <p>容量 約10m³/h/台</p> <p>全揚程 約870m</p> <p>(3) 反応度制御能力</p> <p>a. 定格出力運転中に引抜状態にある全制御棒が挿入不能の場合でも、炉心の実効増倍率を低温で0.95未満にできる（MOX燃料が装荷されるまでのサイクル）。</p> <p>定格出力運転中に引抜状態にある全制御棒が挿入不能の場合でも、炉心の実効増倍率を0.985以下にできる（MOX燃料が装荷されたサイクル以降）。</p> <p>b. 反応度添加速度 0.001Δk/min 以上</p> <p>[添付書類八]</p> <p>3. 原子炉及び炉心</p> <p>3.2 機械設計</p> <p>3.2.3 原子炉停止系</p> <p>[その1-MOX燃料が装荷されるまでのサイクル]</p> <p>3.2.3.3 主要設備</p> <p>3.2.3.3.2 ほう酸水注入系</p> <p>ほう酸水注入系は、制御棒のそう入不能によって原子炉の低温停止ができない場合に、中性子吸収材を炉心底部から注入して毎分0.001Δk以上の負の</p>	<p>・本文五号に、機器仕様（台数、容量、全揚程）や中性子吸収材の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（3.2.3 原子炉停止系）に、機器仕様（台数、容量、全揚程）、中性子吸収材、試験の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。（サーベイランスの実施方法については、実条件性能確認の観点での追加）</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>反応度を与え、原子炉を徐々に低温停止する能力をもっている。予備的計算によれば、ほう酸水注入系は約 30 分間で低温停止に必要な負の反応度を投入する能力を有している。</p> <p>中性子吸収材としては、原子炉を定格出力運転状態から 0.05 Δk 以上の余裕をもって低温停止し、この状態に維持することができる濃度の五ほう酸ナトリウム溶液を使用する。</p> <p>ほう酸水注入系は、第 3.2-8 図に示すように、ほう酸水貯蔵タンク、ポンプ、テスト・タンク、配管、弁等で構成する。</p> <p>五ほう酸ナトリウム溶液は、約 15°C 以上の温度で貯蔵する。ポンプは、並列に 2 台あるが、1 台は予備で多重性を備えている。原子炉運転中でも、テスト・タンクを利用し、ほう酸水注入系を定期的に試験することができる。</p> <p>ほう酸水注入系の操作は、中央制御室から遠隔手動で行う。必要なとき確実に五ほう酸ナトリウム溶液が注入できるようにポンプの吐出側に並列に 2 個の弁を設ける。</p> <p>ほう酸水注入後、これを除去するためには、まず原子炉冷却系をフラッシングし、最終的には原子炉浄化系によって除去する。</p> <p>ほう酸水注入系の主要仕様を第 3.2-5 表に示す。</p> <p>第 3.2-5 表 ほう酸水注入系主要仕様</p> <p>系統数 1 中性子吸収材 ほう素（五ほう酸ナトリウム溶液） 停止時実効増倍率 $k_{eff} < 0.95$ 反応度投入速度 最低 0.001 Δk/min ほう酸水貯蔵タンク 材料 ステンレス鋼 基数 1 容量 約 20m³ ポンプ</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	台数 2（うち1台は予備） 容量 約10m ³ /h/台 全揚程 約870m	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（中央制御室非常用循環系）</p> <p>第56条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時*¹または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用循環系は表56-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>（1）課長（発電）は、<u>定事検</u>停止時に、中央制御室非常用循環系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>（2）課長（原子炉）および課長（3号機械）は、<u>定事検</u>停止時に、中央制御室非常用循環系の総合除去効率が表56-2に定める値であることを確認し、その結果を課長（発電）に通知する。</p> <p><u>（3）当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時*¹または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用循環系ファンが起動することおよび中央制御室非常用循環系ダンパが動作可能であることを1箇月に1回確認する。</u></p> <p>（中略）</p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 へ. 計測制御系統施設の構造及び設備 (ホ) その他の主要な事項 (6) 中央制御室 (中略)</p> <p>また、想定される最もか酷な事故時においても、運転員が中央制御室内に留まり必要な操作措置がとれるように、しゃへい、換気設備等を設ける。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>12. 発電所補助施設 12.4 換気系 12.4.3 主要設備 (中略)</p> <p>換気系の主要機器仕様を第12.4-1表に示す。</p> <p>(4) 中央制御室換気系 中央制御室換気系は、再循環用ファン、チャコール・フィルタ、排気ファン等で構成する。系統概要を第12.4-4図に示す。 再循環用ファンは100%容量のもの2台、チャコール・フィルタは1台でそれに付属するブースタ・ファンは2台、更に、排気ファンは2台を設置する。 通常運転時は一部外気を取入れ、空気を再循環するが、事故時には、運転員が中央制御室内に留まって必要な操作措置がとれるよう、外気をチャコール・フィルタを通して取入れるか、又は外気と隔離し、チャコール・フィルタを通して再循環する。 なお、この系は、非常用電源に接続し、外部電源喪失時でも運転可能とする。</p> <p>第12.4-1表 換気系主要機器仕様 (中略)</p> <p>(4) 中央制御室換気系</p>	<p>・本文五号に、中央制御室の換気設備に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（12.4 換気系）に中央制御室換気系に係る設備構成の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 （サーベイランスの実施方法については、実条件性能確認の観点での追加）</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>a. 再循環用ファン 台数 2（うち1台は予備） 容量 約 120,000m³/h/台</p> <p>b. チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン 台数 2（うち1台は予備） 容量 約 32,000m³/h/台</p> <p>c. 排気ファン 台数 2（うち1台は予備） 容量 約 21,000m³/h/台</p> <p>d. 非常用チャコール・フィルタ・ユニット 基数 1 チャコール・フィルタのベッド厚 約 50mm よう素除去効率 95%以上（相対湿度 70%以下において） 粒子除去効 99%以上（0.5μのDOP粒子に対して）</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載 （設置許可記載なし）	設置許可との整合性説明
<p>（運転上の制限の確認）</p> <p>第71条 各課長（課長（品質保証），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保修技術），課長（土木），課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，運転上の制限を第3節各条の第2項に定める事項^{*1}で確認する。</p> <p><u>なお，この確認は，確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては，実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。</u></p> <p>（中略）</p>		<p>・保安規定審査基準の記載 <u>「実用炉規則第92条第1項第8号イからハマで 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等 8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。」</u> と保安規定記載は整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載 （設置許可記載なし）	設置許可との整合性説明
<p>（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）</p> <p>第73条 各課長（課長（品質保証），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保守技術），課長（土木），課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，予防保全を目的とした点検・保守を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合は，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{*1}を，<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で</u>，要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各課長（課長（品質保証），総務課長，課長（技術），課長（核物質防護），課長（建設管理），課長（保守技術），課長（土木），課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）を除く。）または当直長は，予防保全を目的とした点検・保守を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合であって，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施する場合は，あらかじめ必要な安全措置^{*1}を定め，<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し</u>，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>		<p>・保安規定審査基準の記載 <u>「実用炉規則第92条第1項第8号イからハマで</u> 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等 12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。」 と保安規定記載は整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p> <p>（新燃料の運搬）</p> <p>第78条 課長（燃料技術）は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建物天井クレーンを使用する。</p> <p>2. 課長（燃料技術）は、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に次の各号を確認する。</u></p> <p>（1）車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>（2）法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>（3）新燃料が臨界に達しない措置を講じること。※1</p> <p>3. 課長（燃料技術）は、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に第2項（1）から（3）に加え、次の各号を確認する。</u></p> <p>（1）法令に適合する容器に封入すること。※1</p> <p>（2）容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p><u>（3）運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</u></p> <p><u>（4）車両を徐行させること。</u></p> <p><u>（5）核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>4. 課長（放射線管理）は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する※1。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長（放射線管理）は、課長（燃料技術）が管理区域内で第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度</p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>（イ）核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替機（1号及び2号炉共用、既設）、原子炉建物天井クレーン（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>ウラン新燃料は、原子炉建物原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫等から原子炉建物天井クレーン等で燃料プールに移し、燃料取替機により炉心に挿入する。</p> <p>MOX新燃料は、MOX新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン等で燃料プールに移し、燃料取替機により炉心に挿入する。</p> <p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>（3）管理区域内の管理</p> <p>（i）管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に従って、次の措置を講じる。</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質</p>	<p>・本文五号に、原子炉建物天井クレーンの使用や管理方法の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・本文九号に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6. 課長（燃料技術）は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u> <u>(2) 線量当量率検査</u> <u>(3) 未臨界検査</u> <u>(4) 吊上検査</u> <u>(5) 重量検査</u> <u>(6) 収納物検査</u> <u>(7) 表面密度検査</u></p> <p>7. 課長（燃料技術）は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>の密度がc. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>6. 原子炉補助施設</p> <p>6.1 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>6.1.3 主要設備</p> <p>発電所に到着したウラン新燃料は、受取検査後、原子炉棟内の新燃料貯蔵庫又は燃料プールに移す。</p> <p>また、MOX新燃料は、受取検査の前又は後に原子炉棟内の燃料プールに移す。</p> <p>(2) 原子炉建物天井クレーン</p> <p>原子炉建物天井クレーンは、新燃料、キャスク、MOX新燃料輸送容器の運搬に使用するとともに、原子炉遮へい体、原子炉格納容器上蓋、原子炉压力容器上蓋、蒸気乾燥器、気水分離器等の取外し、運搬及び取付けに使用する。</p> <p>また、原子炉建物天井クレーンの主要要素は、種々の二重化を行うとともに、重量物を吊った状態で使用済燃料貯蔵ラック上を通過できないようインターロックを設ける。</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.4 燃料管理</p> <p>燃料の輸送、貯蔵、原子炉内への装荷及び原子炉からの取出等は、法令に基づくことはもちろん、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、特定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないような必要な措置をとりながら行う。</p>	<p>・添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備、13.4 燃料管理）に、原子炉建物天井クレーンの使用や管理方法の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類九]</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>(3) 床，壁，その他人の触れるおそれのある物であって，放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が，経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(4) 管理区域から人が退去し，又は物品を持ち出そうとする場合には，その者の身体及び衣服，履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には，その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	<p>・添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に，管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(燃料の検査)</p> <p>第80条 課長（燃料技術）は、<u>定期事業者検査</u>時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、<u>燃料の使用の可否を判断する。</u></p> <p><u>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</u></p> <p>3. 課長（燃料技術）は、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 課長（燃料技術）は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替機（1号及び2号炉共用、既設）、原子炉建物天井クレーン（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>ウラン新燃料は、原子炉建物原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫等から原子炉建物天井クレーン等で燃料プールに移し、燃料取替機により炉心に挿入する。</p> <p>MOX新燃料は、MOX新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン等で燃料プールに移し、燃料取替機により炉心に挿入する。</p> <p>燃料の取替えは、原子炉上部のウェルに水を張り、水中で燃料取替機を用いて行う。</p> <p>（中略）</p> <p>燃料取替機は、燃料取扱い時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>6. 原子炉補助施設</p> <p>6.1 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>6.1.3 主要設備</p> <p>(1) 燃料取替機</p> <p>燃料取替機は、原子炉ウェル、燃料プール及び気水分離器・蒸気乾燥器ピット上を水平に移動する走行台車並びにその上を移動する横行台車で構成する。</p> <p>また、燃料把握機は、二重のワイヤや燃料集合体を確実につかんでいない場合には吊上げができない等のインターロックを設け、圧縮空気が喪失した場合にも、燃料集合体が外れない設計とする。</p>	<p>・本文五号に、燃料取替機の使用や管理方法の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備、13.4 燃料管理）に、燃料取替機の使用や管理方法の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>燃料取替作業による放射線業務従事者の被ばくを低減するため、燃料取替機は遠隔自動で運転できる。</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.4 燃料管理</p> <p>燃料の輸送、貯蔵、原子炉内への装荷及び原子炉からの取出等は、法令に基づくことはもちろん、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、特定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないような必要な措置をとりながら行う。</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明						
<p>(燃料の取替実施計画)</p> <p>第81条 課長（燃料技術）は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および<u>燃料配置を変更する</u>体制を燃料取替実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2. 課長（燃料技術）は、<u>取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の熱・機械設計、核設計、熱水力設計、安定性および安全評価の解析入力値または制限値に基づき設定）を満足することを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した</u>取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。<u>なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u></p> <p>a. 停止余裕</p> <p>b. 最小限界出力比</p> <p>c. 燃料棒最大線出力密度</p> <p>d. 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>e. 燃料の出力履歴</p> <p>f. 核熱水力安定性（チャンネル水力学的安定性、炉心安定性および領域安定性）</p> <p>g. 減速材ボイド係数</p> <p>h. スクラム反応度曲線</p> <p>i. 制御棒の最大反応度価値^{*1}</p> <p>j. ほう酸水注入時の実効増倍率</p> <p><u>※1：制御棒の最大反応度価値は、制御棒グループの設定やバンク引き抜き等によって燃料配置や炉心状態に限らず基準を満足する手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料取替実施計画を定める前ではなく、制御棒操</u></p>	<p>[本文]</p> <p>十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>イ 運転時の異常な過渡変化 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(2) 解析条件</p> <p>(i) 原子炉の初期条件等</p> <p>a. (中略)</p> <p>また、MCPRについては以下を仮定している。</p> <table border="0"> <tr> <td>高燃焼度 8×8 燃料</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>9×9 燃料 (A型)</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>9×9 燃料 (B型)</td> <td>1.25</td> </tr> </table> <p>燃料棒最大線出力密度（以下「最大線出力密度」という。）は44.0kW/mを仮定している。</p> <p>d. その他の解析条件</p> <p>安全保護系の設定点等、解析に用いる主な条件を以下に示す。</p> <p>(c) その他</p> <p>(中略)</p> <p>スクラム反応度曲線 第2図</p> <p>(中略)</p> <p>ボイド係数(※)</p> <p>ボイドが減少する過渡変化に対しては、取替炉心を含めた詳細設計での多少の変動等を考慮して、反応度フィードバック効果が大きい9×9燃料(A型)取替炉心の平衡サイクル末期時点の値の1.25倍の値を用いる。</p> <p>(ii) 各評価事象の解析に当たって考慮する解析条件</p> <p>a. 炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化</p> <p>(a) 原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き</p> <p>(中略)</p> <p>b) 引抜制御棒価値は、制御棒価値ミニマイザで許</p>	高燃焼度 8×8 燃料	1.25	9×9 燃料 (A型)	1.25	9×9 燃料 (B型)	1.25	<p>・燃料配置を変更する際、添付書類八、十等に記載される安全評価等の解析入力値又は制限値を取替炉心の安全性評価項目として反映したものであり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
高燃焼度 8×8 燃料	1.25							
9×9 燃料 (A型)	1.25							
9×9 燃料 (B型)	1.25							

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p style="text-align: center;"><u>作手順作成時に確認を行う。</u></p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ課長（燃料技術）は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p>	<p style="text-align: center;">容される最大反応度価値である $0.013 \Delta k$ とする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>3. 原子炉及び炉心</p> <p>3.2 機械設計</p> <p>3.2.1 燃料</p> <p>3.2.1.4 機械設計</p> <p>3.2.1.4.2 9×9燃料について</p> <p>(5) 応力解析 (中略) 本解析においては、燃料が寿命中に経験する出力を十分包絡する出力履歴を設計用出力履歴として設定した上で、燃料棒寸法、内圧、冷却材圧力等の統計的分布を考慮し、統計的評価を行う。</p> <p>3.2.1.6 燃料の使用実績</p> <p>(2) 発電用原子炉燃料 (中略) 燃料の熱的制限値及び損傷限界値は、これらの燃料の使用実績及び開発試験結果に基づいて定めたものである。9×9燃料の主な設計パラメータは、次のとおりである。 (中略)</p> <p>b. 燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t</p> <p>3.2.3 原子炉停止系</p> <p>3.2.3.2 設計方針</p> <p>(2) ほう酸水注入系</p> <p>b. 低温停止能力 ほう酸水注入系は、原子炉を温度20℃において臨界未満を維持できるように設計する。</p> <p>3.3 核設計</p> <p>3.3.2 設計方針</p> <p>3.3.2.1 安全上の設計方針 原子炉安全上の見地から、次のことを考慮した設計とする。</p> <p>(1) 原子炉の核的な出力抑制特性</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>(中略)</p> <p>(2) 原子炉の出力振動制御特性 (中略)</p> <p>(3) 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率 (中略)</p> <p>(5) 制御棒による原子炉の停止余裕 (中略)</p> <p>(6) 原子炉停止系の高温停止能力 (中略)</p> <p>(7) 原子炉停止系の低温停止能力 (中略)</p> <p>3.3.4 炉心特性</p> <p>3.3.4.1 反応度</p> <p>(3) スクラム反応度 (中略)</p> <p>3.3.4.2 反応度係数</p> <p>(2) ボイド係数 (中略)</p> <p>3.3.4.4 燃料濃縮度及び燃料取替</p> <p>(1) 定期的な燃料取替 定期的な燃料取替は、原則として、1年ごとに行う。各サイクルの終わりに設備利用率等の運転条件を考慮のうえ、次のサイクルの反応度寿命を与えるのに必要な燃料取替体数を決定する。取出燃料の位置、新燃料の装荷位置、燃料配置等は、燃料取替時の燃焼度実績を考慮したうえ、燃料取替後の炉心が停止余裕、通常運転時の熱的制限値及び目標燃焼度を満足するよう決定する。</p> <p>3.4 熱水力設計</p> <p>3.4.2 設計方針</p> <p>(1) 安全上の設計方針 原子炉安全上の見地から、次のことを考慮した設計とする。</p> <p>a. 原子炉の熱水力設計上の過渡特性 炉心は、それに関連する原子炉冷却系、原子炉停止</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明				
	<p>系，計測制御系及び安全保護系の機能とあいまって，添付書類十の「2. 運転時の異常な過渡変化の解析」に記載する運転時の異常な過渡変化時においては「3.4.3 熱水力設計上の燃料の許容設計限界」に定義する熱水力設計上の燃料の許容設計限界を超えないこと。</p> <p>b. 原子炉の出力振動制御特性 出力振動が生じてもそれを容易に制御できること。 なお，本設計方針に対する詳細については，「3.5 動特性」において記載する。</p> <p>(2) 運転上の設計方針 原子炉運転上の見地から，次のことを考慮した設計とする。</p> <p>a. 原子炉の運転性能 炉心は，通常運転時において「3.4.4 通常運転時の熱的制限値」に定義する通常運転時の熱的制限値を超えることなく運転でき，また出力調整ができること。</p> <p>3.5 動特性 3.5.2 安定性の定義及び設計方針 3.5.2.2 設計方針 (1) 限界基準 プラント運転中に予期されるあらゆる運転状態に対して，次の限界基準を満たす設計とする。</p> <p>チャンネル水力学的安定性 $X_2 / X_0 < 1 ; \zeta_n > 0$ 炉心安定性 $X_2 / X_0 < 1 ; \zeta_n > 0$ 領域安定性 $X_2 / X_0 < 1 ; \zeta_n > 0$</p> <p>[添付書類十] 2. 運転時の異常な過渡変化の解析 2.2 解析方法及び解析条件 2.2.2 解析条件 (1) (中略) また，MCPRについては以下を仮定している。</p> <table border="0" data-bbox="1075 1308 1456 1372"> <tr> <td>高燃焼度 8×8 燃料</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>9×9 燃料 (A型)</td> <td>1.25</td> </tr> </table>	高燃焼度 8×8 燃料	1.25	9×9 燃料 (A型)	1.25	
高燃焼度 8×8 燃料	1.25					
9×9 燃料 (A型)	1.25					

保安規定条文 (変更後)	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>9 × 9 燃料 (B 型) 1. 25 燃料棒最大線出力密度 (以下「最大線出力密度」という。) は 44. 0kW/m を仮定している。</p> <p>(4) その他の解析条件 安全保護系の設定点等, 解析に用いる主な条件を以下に示す。 (中略) f. スクラム反応度曲線 添付書類八の第 3. 3-2 図 (中略) h. ボイド係数 添付書類八の第 3. 3-6 図</p> <p>2. 3 過渡解析 2. 3. 1 炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化 2. 3. 1. 1 原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き (4) 解析条件及び解析結果 a. 解析条件 (b) 引抜き制御棒値は, 制御棒値ミニマイザで許容される最大反応度値である 0. 013Δk とする。</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（使用済燃料の貯蔵）</p> <p>第84条 課長（燃料技術）は、使用済燃料（<u>以下、照射された燃料を含む。</u>）を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。</p> <p>（1）各号炉の使用済燃料を表84に定める燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>（2）燃料プールの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>（3）燃料取替機を使用すること。</p> <p>（4）燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p><u>（5）使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じること。</u></p> <p>（中略）</p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(ロ) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構造</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料及び新燃料を水中の貯蔵ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（燃料プール）であり、原子炉建物原子炉棟内に設ける。</p> <p>燃料プールは、十分な水深を確保する設計とするとともに、燃料プール水位及び燃料プール水の漏えいを監視する設備を設ける。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、燃料プールには、燃料プール水を浄化するとともに使用済燃料及びMOX新燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する燃料プール冷却系を設ける。さらに、全炉心燃料を取り出した場合においても、残留熱除去系を併用して、燃料プール水の十分な冷却が可能な設計とする。また、残留熱除去系を用いて、燃料プール水の補給も可能な設計とする。</p> <p>b. 貯蔵能力</p> <p>全炉心燃料の約630%相当分（1号及び2号炉共用、既設）</p> <p>[添付書類八]</p> <p>6. 原子炉補助施設</p> <p>6.1 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>6.1.3 主要設備</p>	<p>・本文五号に、使用する設備の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備、13.4 燃料管理）に、使用する設備の記載があり、保安規定記載はこれに整合</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>(4) 燃料プール</p> <p>燃料プールは、原子炉棟内にあつて、2号炉の全炉心燃料の約630%相当分の貯蔵が可能であり、さらに放射化された機器等の貯蔵及び取扱いができるスペースをもたせる。壁の厚さは遮へいを考慮して十分とり、内面はステンレス鋼でライニングし漏えいを防止する。燃料プールの水深は約11.5mである。また、著しい破損燃料集合体は、燃料プール内の破損燃料貯蔵ラックに収納する。</p> <p>なお、燃料プールは、原子炉の運転中は2号炉の全炉心の燃料を貯蔵できる容量を確保する。</p> <p>使用済燃料貯蔵ラックは、中性子吸収材であるボロンを添加（1.00～1.75wt%）したステンレス鋼を使用するとともに適切な燃料間距離をとることにより、燃料を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ、燃料プール水温、使用済燃料貯蔵ラック内燃料位置等について、想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.95以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止する。MOX燃料を貯蔵した場合でも実効増倍率を0.95以下に保つことができる。</p> <p>燃料プール水の漏えいを防止するため、燃料プール及び輸送容器置場には排水口を設けない。万一の燃料プール水の漏えい、又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するため、漏えい水検出器、燃料プール水位検出器及び燃料プール水温度検出器を設け、異常が検出された場合には中央制御室に警報を出す。</p> <p>また、燃料プール水の補給に復水貯蔵タンク水が使用できない場合には、残留熱除去系を用いてサブプレッション・チェンバのプール水を補給する。</p> <p>輸送容器置場は、燃料プールの横に別個に設け、万一のキャスクの落下事故の場合にも、燃料プールの機能を喪失しないようにする。</p> <p>なお、新燃料を燃料プールに仮置きすることもある。</p>	<p>設置許可との整合性説明している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>13. 運転保守</p> <p>13.4 燃料管理</p> <p>燃料の輸送，貯蔵，原子炉内への装荷及び原子炉からの取出等は，法令に基づくことはもちろん，あらかじめ定める燃料取替計画等に従い，特定の容器及び燃料取扱設備を使用し，燃料が臨界に達するおそれがないような必要な措置をとりながら行う。</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第84条の2 課長（燃料技術）は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2. 課長（燃料技術）は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の各号を確認し、燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>3. 課長（燃料技術）は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を運搬する場合は、運搬前に次の各号を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、(3)から(6)の適用を除く。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入を制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p>4. 課長（放射線管理）は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長（放射線管理）は、課長（燃料技術）が管理区域内で第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定</p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替機（1号及び2号炉共用、既設）、原子炉建物天井クレーン（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>ウラン新燃料は、原子炉建物原子炉棟内に設ける新燃料貯蔵庫等から原子炉建物天井クレーン等で燃料プールに移し、燃料取替機により炉心に挿入する。</p> <p>MOX新燃料は、MOX新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン等で燃料プールに移し、燃料取替機により炉心に挿入する。</p> <p>燃料の取替えは、原子炉上部のウェルに水を張り、水中で燃料取替機を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、水中で燃料取替機により移送し、原子炉建物原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）（1号及び2号炉共用、既設）の水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取替機は、燃料取扱い時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の運搬には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に従って、次の措置を講じる。</p>	<p>・本文五号に、輸送容器の使用、管理方法の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・本文九号に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6. 課長（燃料技術）は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</u></p> <p><u>7. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>8. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u> <u>(2) 気密漏えい検査</u> <u>(3) 圧力測定検査</u> <u>(4) 線量当量率検査</u> <u>(5) 未臨界検査</u> <u>(6) 温度測定検査</u> <u>(7) 吊上検査</u> <u>(8) 重量検査</u> <u>(9) 収納物検査</u> <u>(10) 表面密度検査</u></p> <p><u>9. 課長（燃料技術）は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p>	<p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がc. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>6. 原子炉補助施設</p> <p>6.1 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>6.1.3 主要設備</p> <p>(1) 燃料取替機</p> <p>燃料取替機は、原子炉ウエル、燃料プール及び気水分離器・蒸気乾燥器ピット上を水平に移動する走行台車並びにその上を移動する横行台車で構成する。</p> <p>また、燃料把握機は、二重のワイヤや燃料集合体を確実につかんでいない場合には吊上げができない等のインターロックを設け、圧縮空気が喪失した場合にも、燃料集合体が外れない設計とする。</p> <p>燃料取替作業による放射線業務従事者の被ばくを低減するため、燃料取替機は遠隔自動で運転できる。</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.4 燃料管理</p> <p>燃料の輸送、貯蔵、原子炉内への装荷及び原子炉からの取出等は、法令に基づくことはもちろん、あらかじめ定める燃</p>	<p>・添付書類八（6.1 燃料取扱及び貯蔵設備、13.4 燃料管理）に、使用する設備や管理方法の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>料取替計画等に従い、特定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないような必要な措置をとりながら行う。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>(3) 床，壁，その他人の触れるおそれのある物であって，放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が，経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(4) 管理区域から人が退去し，又は物品を持ち出そうとする場合には，その者の身体及び衣服，履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には，その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	<p>・添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に，管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p><u>（放射性廃棄物管理に係る基本方針）</u></p> <p><u>第85条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気系、放射線管理施設及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(6) 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空気中及び水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。</p> <p>さらに、「線量目標値に関する指針」に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い、これを超えないように努める。</p>	<p>・本文九号に、発電所周辺の一般公衆の線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類八]</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.5 放射性廃棄物管理</p> <p>放射性気体及び液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた許容濃度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の一般公衆の被ばく線量が、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に定める線量目標値をこえないように努める。</p> <p>放射性固体廃棄物を所内に貯蔵する場合は、所定貯蔵設備において厳重に管理する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>1.2 具体的方法</p> <p>(1) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮へい設備、換気系、放射線管理施設及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.6 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>発電所外に放出される気体及び液体廃棄物は、次に述べるように厳重に管理を行い、周辺監視区域外の空气中及び</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類八（13.5 放射性廃棄物管理）に、発電所周辺の一般公衆の線量について、法令に定める限度を遵守する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 ・添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針、2.発電所の放射線管理）に、発電所周辺の一般公衆の線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>水中の放射性物質の濃度が経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（第9条）に定める値を超えないようにする。</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第86条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 課長（放射線管理）または課長（燃料技術）は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認</u>する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立ち入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>6. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 課長（放射線管理）は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>9. 課長（放射線管理）は、<u>発電所外に放射性固体廃棄物を運</u></p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 放射性廃棄物の廃棄施設は、気体、液体及び固体の各廃棄物処理系で構成する。</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理系）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液タンク（1号及び2号炉共用、既設）、ランドリ・ドレン濃縮廃液タンク（1号及び2号炉共用、既設）、樹脂貯蔵タンク（1号及び2号炉共用、既設）、スラッジ貯蔵タンク（1号及び2号炉一部共用、既設）、ドラム詰装置（1号及び2号炉共用、既設）、雑固体廃棄物焼却設備（1号及び2号炉共用、既設）、雑固体廃棄物処理設備（1号及び2号炉共用）、減容機（1号及び2号炉共用、既設）、サイトバンカ（1号及び2号炉共用、既設）、固体廃棄物貯蔵所（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>床ドレン・化学廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、濃縮廃液タンクで放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材（プラスチック）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</p> <p>ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、ランドリ・ドレン濃縮廃液タンクに集め放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で溶融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。</p> <p>復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びろ過脱塩器から発生するフィルタ・スラッジは、樹脂貯蔵タンク及びスラッジ貯蔵タンクに貯蔵し放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材（プラスチック）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はド</p>	<p>・本文五号に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>10. 課長（放射線管理）は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>11. 課長（放射線管理）は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器の表面汚染密度が法令に定める表面汚染限度を超えていないことを確認する。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p><u>12. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。</u></p> <p><u>13. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。</u></p>	<p>ラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。</p> <p>復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済樹脂及びろ過脱塩器から発生するフィルタ・スラッジは、樹脂貯蔵タンク及びスラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材（プラスチック）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</p> <p>可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは圧縮減容し、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で、熔融してドラム缶内にモルタル固化するか、若しくは熔融しないでドラム缶内にモルタル固化して、貯蔵保管する。</p> <p>なお、貯蔵保管している可燃性雑固体廃棄物、焼却灰、不燃性雑固体廃棄物についても必要に応じて焼却、熔融、モルタル固化し、ドラム缶に詰めて貯蔵保管する。</p> <p>また、使用済制御棒等の放射化された機器は燃料プールに貯蔵した後、サイトバンカに貯蔵保管する。</p> <p>雑固体廃棄物焼却設備及び雑固体廃棄物処理設備からの排ガスは、フィルタを通し放射性物質濃度を監視しつつ専用の排気口から放出する。</p> <p>固体廃棄物処理系は、廃棄物の破碎、圧縮、焼却、熔融、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>上記濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、所要の遮へい設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管する。</p> <p>八 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等</p>	<p>設置許可との整合性説明</p> <p>・本文八号に、海外での再処理に係る事項が記載</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>の実施に関する法律」（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、「原子炉等規制法」に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。</p> <p>「再処理等拠出金法」に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>海外において再処理が行われる場合は、「再処理等拠出金法」の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p> <p>ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成 12 年 3 月 30 日付けで許可を受けた記載を適用する。</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (4) 固体廃棄物の保管管理 固体廃棄物には、濃縮廃液、使用済樹脂、フィルタ・スラッジ等をドラム缶詰め処理したもの、使用済フィルタ、布、紙等の雑固体廃棄物及び使用済制御棒等がある。 固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管し、その後必要な措置をとる。 また、一部の不燃性雑固体廃棄物は放射性物質が飛散しないような措置を講じて固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管し、その後必要な措置をとる。</p>	<p>されており、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・本文九号に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>使用済制御棒等の放射化された機器等は、燃料プールに貯蔵するか、又は固体廃棄物移送容器を用いてサイトバンカに移送して貯蔵保管し、その後必要な措置をとる。</p> <p>固体廃棄物貯蔵所及びサイトバンカは、管理区域とし、周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>10. 放射性廃棄物廃棄施設</p> <p>10.3 固体廃棄物処理系</p> <p>10.3.1 概要</p> <p>固体廃棄物処理系は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液タンク（1号及び2号炉共用、既設）、ランドリ・ドレン濃縮廃液タンク（1号及び2号炉共用、既設）、樹脂貯蔵タンク（1号及び2号炉共用、既設）、スラッジ貯蔵タンク（1号及び2号炉一部共用、既設）、ドラム詰装置（1号及び2号炉共用、既設）、雑固体廃棄物焼却設備（1号及び2号炉共用、既設）、雑固体廃棄物処理設備（1号及び2号炉共用）、減容機（1号及び2号炉共用、既設）、サイトバンカ（1号及び2号炉共用、既設）、固体廃棄物貯蔵所（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>固体廃棄物は、濃縮廃液、使用済樹脂、フィルタ・スラッジ及び雑固体廃棄物等である。</p> <p>固体廃棄物処理系系統概要図を第10.3-1図に示す。</p> <p>固体廃棄物処理系は、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体廃棄物処理設備、サイトバンカ及び固体廃棄物貯蔵所を除き、1号及び2号炉廃棄物処理建物に設置する。</p> <p>10.3.3 主要機能</p> <p>(6) 固体廃棄物の貯蔵</p> <p>濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、固体廃棄物貯蔵所に、また、使用済制御棒等は、その放射能を減衰させるため、燃料プールに貯蔵した後、固体廃棄物移送容器（1号及び2号炉共用、既設）に収納してサイトバンカに運び貯蔵保管する。なお、使用済チャンネル・</p>	<p>・添付書類八（10.3 固定廃棄物処理系）に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>ボックスは、必要に応じて切断減容し貯蔵保管する。</p> <p>a. 固体廃棄物貯蔵所 固体廃棄物貯蔵所は、所要の遮へい設計を行うとともに、2000ドラム缶約35,500本相当を貯蔵保管することができる。 固体廃棄物貯蔵所の概略を第10.3-4図及び第10.3-5図に示す。</p> <p>b. サイトバンカ サイトバンカは、貯蔵プール、プール水ろ過脱塩器、クレーン等で構成する。 貯蔵プールは、鉄筋コンクリート製でプール水の漏えい防止のため、内面にステンレス鋼ライニングを施し、万一プール水が漏えいした場合でも、漏えい検出器で検知できる設計とする。 貯蔵プールは、使用済制御棒等を発生量の約20年分を貯蔵保管することができる。 固体廃棄物貯蔵設備は、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、貯蔵タンク類を密封構造とし独立した区画内に設けるか、あるいは周辺にせきを設ける等の対策を講じる。また、必要な箇所には漏えい検出器等を設けるほか、エリアモニタ等で汚染レベルを監視する。</p> <p>[添付書類九] 4. 放射性廃棄物処理 4.4 固体廃棄物処理 4.4.1 固体廃棄物の種類とその発生量 固体廃棄物には、濃縮廃液、使用済樹脂、フィルタ・スラッジ等をドラム缶詰め処理したもの、使用済フィルタ、布、紙等の雑固体廃棄物及び使用済制御棒等がある。 液体廃棄物発生量及び設計運転条件から推定した固体廃棄物の種類別推定発生量を第4.4-1表に示す。 固体廃棄物の取扱いは、添付書類八の「10.3.3 主要機能」による。</p>	<p>・添付書類九（4.4 固体廃棄物処理）に固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第89条 課長（放射線管理），課長（計装）および課長（3号電気）は，表89に定める放出管理用計測器について，同表に定める数量を確保する。<u>また，定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理または代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備</p> <p>ト．放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設は，気体，液体及び固体の各廃棄物処理系で構成する。</p> <p>(イ) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(1) 構造</p> <p>気体廃棄物処理系の主要な設備は原子炉で発生する水素と酸素とを再結合させる排ガス再結合器，排ガス中の放射能を減衰させる活性炭式希ガス・ホールドアップ塔である。排ガスは，放射性物質濃度を監視しながら排気筒から放出する。</p> <p>なお，タービン・グラントのシールには，復水貯蔵タンク水を加熱蒸発した蒸気を使用する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理系）は，廃棄物の性状に応じて処理するため，機器ドレン系（1号及び2号炉共用，既設），床ドレン・再生廃液系（1号及び2号炉共用，既設），床ドレン・化学廃液系（1号及び2号炉共用，既設），ランドリ・ドレン系（1号及び2号炉共用，既設），シャワ・ドレン系（1号及び2号炉共用，既設）等で構成する。</p> <p>a．機器ドレン系は，コレクタ・タンク，機器ドレン・タンク，フィルタ，ろ過脱塩器，脱塩器，サンプル・タンク，処理水タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は，1号又は2号炉復水貯蔵タンクに回収して再使用する。</p> <p>b．床ドレン・再生廃液系は，コレクタ・タンク，廃液中和タンク，濃縮器，フィルタ，脱塩器，サンプル・タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は，原則として1号又は2号炉復水貯蔵タンクに回収して再使用するが，一部については放射性物質濃度が低いことを確認して，復水器冷却水放水路</p>	<p>・本文五号に，放射性廃棄物の廃棄施設の構造についての記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>に放出する場合がある。</p> <p>c. 床ドレン・化学廃液系は、床ドレン・タンク、化学廃液タンク、濃縮器、ろ過脱塩器、脱塩器、処理水タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、原則として1号又は2号炉復水貯蔵タンクに回収して再使用するが、一部については放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水放水路に放出する場合がある。</p> <p>d. ランドリ・ドレン系は、収集タンク、濃縮器、脱塩器、サンプル・タンク、ろ過器、ランドリ・ドレン・タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水放水路に放出する。</p> <p>e. シャワ・ドレン系は、シャワ・ドレン・タンク、ろ過器等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水放水路に放出する。</p> <p>これら液体廃棄物処理系の主要機器は独立した区域に設けるか、せきを設置する等、放射性物質の漏えいを防止する設計とする。</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (6) 放射性廃棄物の放出管理 気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。</p> <p>さらに、「線量目標値に関する指針」に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い、これを超えないように努める。</p> <p>(i) 気体廃棄物 平常運転時に気体廃棄物を大気中に放出する場合は、排気中の放射性物質の濃度を排気筒モニタ等によって連続監</p>	<p>・本文九号に、放射性廃棄物の放出管理についての記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>視する。</p> <p>(ii) 液体廃棄物 平常運転時に液体廃棄物を放出する場合にはあらかじめ、タンクにおいてサンプリングし、放射性物質の濃度を測定し、放出量を確認する。 また、放出される液体中の放射性物質の濃度は、液体廃棄物処理系排水モニタによって常に監視する。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>11. 放射線防護及び管理施設 11.2 放射線管理施設 11.2.3 主要設備 11.2.3.2 試料分析・測定設備（1号炉と共用，既設） (1) 放射能測定設備 各種系統及び作業環境の放射性試料の放射能を測定するため放射能測定室を設け、次の機器を備える。 γ線スペクトロメータ，GM計数装置，液体シンチレーション検出装置，α・β比例計数測定装置等</p> <p>11.2.3.3 放射線監視設備 (1) プロセス放射線モニタリング設備 プロセス放射線モニタは，連続的に放射線を測定し，中央制御室，廃棄物処理制御室又はサイトバンカ建物制御室で記録，指示を行い，放射線レベルがあらかじめ設定した値をこえたときは警報を発する。 主なプロセス放射線モニタとして次のものがあり，その配置図を第11.2-1図に示す。</p> <p>b. 排気筒モニタ 排気筒から放出する気体廃棄物の監視を行う。検出器にはNaIシンチレータ及び電離箱を使用する。また，サンプリング用のよう素フィルタ及び粒子フィルタ並びにトリチウム捕集装置を設けて放射性よう素，粒子状放射性物質及びトリチウムを連続的に捕集し，定期的に回収，測定する。</p> <p>1. 液体廃棄物処理系排水モニタ（1号炉と共用，一部既設）</p>	<p>・添付書類八（11.2 放射線管理施設）に，放射線監視設備及び機器を定期的に点検校正する旨の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>液体廃棄物処理設備の排水中の放射線レベルの監視を行う。検出器にはNaIシンチレータを使用する。</p> <p>11.2.3.5 放射線計測器の点検校正設備（1号炉と共用，一部既設） 放射線監視設備及び機器を定期的に点検校正するため，次のものを設ける。</p> <p>(1) 校正設備 エリア放射線モニタ，サーベイ・メータ等の線量測定器を校正するための校正室を設け，校正用基準密封線源及び基準線量計を備える。また，この室には，密封，非密封の放射性同位元素を貯蔵するための貯蔵箱を設ける。</p> <p>(2) 点検・修理設備 放射線計測器の点検及び修理を行うため，パルス発生器，シンクロスコープ等の計器を備える。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2.6.1 気体廃棄物 平常運転時に気体廃棄物を大気中に放出する場合は，すべて排気筒又はサイトバンカ建物排気口から放出することとし，次のような放出管理を行う。 (中略) これらの排気による放射性物質の環境放出量は，排気筒モニタ等によって連続監視する。 (中略) また，放射性よう素，粒子状放射性物質及びトリチウムの環境放出量は，排気筒モニタのよう素用フィルタ，粒子用フィルタ及び試料水を定期的に回収し，その放射性物質の量を測定することにより監視する。</p> <p>2.6.2 液体廃棄物 液体廃棄物は，添付書類八の「10.3 液体廃棄物処理系」で述べた処理を行った後，復水器冷却水と混合，希釈して放出する。</p>	<p>・添付書類九（2.6 放射性廃棄物の放出管理）に，放射性廃棄物の放出管理についての記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第7章 放射線管理</p> <p><u>（放射線管理に係る基本方針）</u></p> <p><u>第90条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気系、放射線管理施設及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空気中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、従事者等の被ばく線量を法令に定められた制限値以下とすることはもちろん、できるだけ低くする</p>	<p>・本文九号に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（13.6 放射線管理）に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、できる</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>方針で行う。</p> <p>発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性汚染物質の移動の管理等を厳重に実施する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>1.2 具体的方法</p> <p>(1) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮へい設備、換気系、放射線管理施設及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(2) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空気中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視してその結果を管理区域内の諸管理に反映するとともに必要な情報を管理区域の入口付近等に表示し、作業環境の整備に努める。</p> <p>(3) 放射線業務従事者に対しては、被ばく歴を把握し、常に線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>だけ低くする旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第98条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2. 課長（放射線管理）は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表98に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気系、放射線管理施設及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、従事者等の被ばく線量を法令に定められた制限値以下とすることはもちろん、できるだけ低くする方針で行う。</p>	<p>・本文九号に、放射線業務従事者を防護するため十分な放射線防護対策を講じる旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（13.6 放射線管理）に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下で、かつ、できるだけ低くする旨の記載があ</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性汚染物質の移動の管理等を厳重に実施する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.2 具体的方法</p> <p>(3) 放射線業務従事者に対しては、被ばく歴を把握し、常に線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>2.2.6 作業管理</p> <p>管理区域での作業は、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低減することを旨として原則として次のように行う。</p> <p>(1) 事前に作業環境に応じて放射線防護具類の着用、時間制限等必要な条件を定め、放射線業務従事者の個人被ばく歴を考慮して合理的な作業計画を立てる。</p> <p>また、必要に応じて事前に作業訓練を行うことも考慮する。</p> <p>(2) 作業中には、必要に応じ、外部放射線に係る線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、必要な場合には、一時的遮へいの使用、除染等を行い、作業環境の保全に努める。</p>	<p>り、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類九（1.2 具体的方法、2.2 管理区域内の管理、2.5 個人被ばく管理）に、放射線業務従事者の線量低減に係る記載、管理区域内での作業管理についての記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u> <u>第100条 課長（放射線管理）は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p>	<p>[本文] 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 「(6) 放射性廃棄物の放出管理」で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことの確認に資するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。 (i) 空間線量等の監視 空間線量、空間線量率及び空気中の粒子状放射性物質濃度について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。 なお、モニタリングポストにより測定した空間線量率は、中央制御室で監視する。 (ii) 環境試料の放射能監視 周辺環境試料について、種類、頻度及び測定核種を定めて放射能監視を行う。</p> <p>[添付書類九] 3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 「2.6 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、さらに、異常がないことの確認に資するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。 3.1 空間放射線量等の監視 空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の粒子状放射性物質濃度の測定は、下表に示すように行う。</p>	<p>・本文九号に、発電所周辺地域での空間線量等の監視及び環境試料の放射能監視を行う旨の記載があり、本変更はこれらを満足するようモニタリング計画を立案する旨の記載であることから、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類九（3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視）に、発電所周辺地域での空間放射線量等の監視及び環境試料の放射能監視を行う旨の記載があり、本変更はこれらを満足するようモニタリング計画を立案する旨の記載であることから、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載			設置許可との整合性説明												
	<table border="1" data-bbox="947 280 1702 740"> <thead> <tr> <th data-bbox="947 280 1189 312">測定対象</th> <th data-bbox="1189 280 1375 312">測定頻度</th> <th data-bbox="1375 280 1702 312">測定点及び監視</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="947 312 1189 413">空間放射線量</td> <td data-bbox="1189 312 1375 413">1回/3か月</td> <td data-bbox="1375 312 1702 413"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="947 413 1189 544">空間放射線量率</td> <td data-bbox="1189 413 1375 544">常時</td> <td data-bbox="1375 413 1702 544"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近にモニタリングポストを設置 ・ 中央制御室で常時監視 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="947 544 1189 740">粒子状放射性物質濃度</td> <td data-bbox="1189 544 1375 740">常時</td> <td data-bbox="1375 544 1702 740"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近にダストモニタを設置 ・ 全α、β線測定値を記録する ・ フィルタを定期的に回収し核種分析測定する </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="972 775 1308 802">3.2 環境試料の放射能監視</p> <p data-bbox="1025 807 1599 834">周辺環境試料の放射能監視は、次のように行う。</p> <p data-bbox="1050 839 1693 898">環境試料の種類：海水、海底土、土壌、陸上植物、海洋生物</p> <p data-bbox="1050 903 1599 930">頻 度：原則として年2～4回とする。</p> <p data-bbox="1050 935 1702 1058">測 定 核 種：核分裂生成物であるよう素（I-131）及びセシウム（Cs-137）並びに腐食生成物であるコバルト（Co-60）に重点をおく。</p> <p data-bbox="1025 1062 1350 1121">なお、試料の分析は当社施設で行う。</p>			測定対象	測定頻度	測定点及び監視	空間放射線量	1回/3か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定 	空間放射線量率	常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近にモニタリングポストを設置 ・ 中央制御室で常時監視 	粒子状放射性物質濃度	常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近にダストモニタを設置 ・ 全α、β線測定値を記録する ・ フィルタを定期的に回収し核種分析測定する 	
測定対象	測定頻度	測定点及び監視														
空間放射線量	1回/3か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定 														
空間放射線量率	常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近にモニタリングポストを設置 ・ 中央制御室で常時監視 														
粒子状放射性物質濃度	常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近にダストモニタを設置 ・ 全α、β線測定値を記録する ・ フィルタを定期的に回収し核種分析測定する 														

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第101条 課長（放射線管理），課長（計装）および課長（3号電気）は，表101に定める放射線計測器類について，同表に定める数量を確保する。<u>また，定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理または代替品を補充する。</p> <p>(中略)</p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備</p> <p>チ．放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>発電所周辺環境の外部放射線量の確認，放射性廃棄物の放出管理及び従事者等の被ばく管理を確実にを行うため，次の放射線管理施設を設ける。</p> <p>(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(1) 出入管理設備（1号炉と共用，既設） 管理区域への出入及び被ばく線量並びに汚染の管理のため，出入管理室を設け，出入・被ばく線量管理設備及び汚染管理設備を備える。</p> <p>(2) 試料分析・測定設備（1号炉と共用，既設） 各系統の試料，放射性廃棄物の放出管理用試料の放射能測定及び化学分析を行うため，放射能測定室及び分析室を設け，必要な測定機器等を備える。</p> <p>(3) 放射線監視設備 プロセス放射線モニター 一式 エリア放射線モニター 一式 放射線サーベイ機器 一式（1号炉と共用，一部既設）</p> <p>(4) 個人管理用測定設備及び測定機器（1号炉と共用，一部既設） 個人管理用測定機器 一式 ホール・ボディ・カウンタ 一式</p> <p>(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類 排気筒モニター 一式 液体廃棄物処理系排水モニター 一式（1号炉と共用，一部既設） 敷地境界付近固定モニタリング設備 一式（1号炉と共用，既設） 放射能観測車 一式（1号炉と共用，既設） 気象観測設備 一式（1号炉と共用，既設）</p>	<p>・本文五号に，放射線管理施設の主要な設備の種類についての記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。 (中略)</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(ii) 管理区域内は、場所により外部放射線に係る線量当量率、放射線業務従事者等の立入頻度等に差異があるので、これらのことを考慮して以下に述べるように適切な管理を行う。</p> <p>a. 放射線業務従事者等を外部被ばくから防護するため、遮蔽設計に基づき管理区域を区分する。</p> <p>b. 放射線業務従事者等を放射性物質での汚染による被ばくから防護するため、換気系により、空气中の放射性物質の濃度が十分低くなるようにするとともに、濃度に応じて適切な区域区分管理を行う。</p> <p>c. 放射線業務従事者等の線量の管理が、容易かつ確実に行えるようにするため、プロセス放射線モニタ、エリア放射線モニタ、放射線サーベイ機器等により、管理区域の放射線レベル等の状況を把握する。 (中略)</p> <p>(7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視</p> <p>「(6) 放射性廃棄物の放出管理」で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことの確認に資するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>(i) 空間線量等の監視</p> <p>空間線量、空間線量率及び空气中の粒子状放射性物質濃度について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。</p> <p>なお、モニタリングポストにより測定した空間線量率は、中央制御室で監視する。</p>	<p>・本文九号に、放射線被ばくの管理方法についての記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>(ii) 環境試料の放射能監視 周辺環境試料について、種類、頻度及び測定核種を定めて放射能監視を行う。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>11. 放射線防護及び管理施設</p> <p>11.2 放射線管理施設</p> <p>11.2.3 主要設備</p> <p>11.2.3.1 出入管理設備（1号炉と共用、既設）</p> <p>(1) 出入・被ばく線量管理設備 出入管理室内に出入・被ばく線量管理設備を設け、管理区域内に立入る者の出入資格及び被ばく線量の確認を行う。</p> <p>(2) 汚染管理設備 管理区域からの人の退出に伴う汚染の管理を行うため、出入管理室内に更衣場、シャワ室、体表面モニタ等を設ける。また、汚染除去用器材を備える。物品の搬出に伴う汚染管理のためには、出入管理室内に汚染検査台、サーベイ・メータ等を備える。 ただし、燃料及び大形機器の搬出入に際しては、原子炉建物、タービン建物及び廃棄物処理建物の機器搬入口において搬出入の管理を行う。また、汚染管理に必要な各種サーベイ・メータなどを備える。</p> <p>11.2.3.2 試料分析・測定設備（1号炉と共用、既設）</p> <p>(1) 放射能測定設備 各種系統及び作業環境の放射性試料の放射能を測定するため放射能測定室を設け、次の機器を備える。 γ線スペクトロメータ、GM計数装置、液体シンチレーション検出装、α・β比例計数測定装置等</p> <p>11.2.3.3 放射線監視設備</p> <p>(2) エリア放射線モニタリング設備 エリア放射線モニタは建物内に設置し、中央制御室で記録、指示を行い、放射線レベルがあらかじめ設定した値をこえたときは、中央制御室及びその他必要な箇所で警報を発す</p>	<p>・添付書類八（11.2 放射線管理施設）に、放射線監視設備及び機器を定期的に点検校正する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>るようにする。検出器には電離箱を使用する。 エリア放射線モニタを設ける主な区域は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 中央制御室（1号炉と共用，既設） b. 燃料取替階 c. 原子炉浄化系の操作区域 d. 制御棒駆動系の水圧制御ユニット区域 e. 原子炉建物機器搬入口 f. タービン発電機運転階 g. 復水昇圧ポンプ区域 h. 固体廃棄物ドラム詰操作区域 i. 廃棄物処理制御室（1号炉と共用，既設） <p>(3) 環境モニタリング設備（1号炉と共用，既設） 発電所敷地周辺の放射線監視設備として次のものを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 固定モニタリング設備 周辺監視区域境界付近に外部放射線量率の連続監視を行うためのモニタリング・ポストを設け，中央制御室に指示，記録する。また，周辺監視区域境界付近及び周辺地域に外部放射線量を測定するためモニタリング・ポイントを設定する。 b. 環境試料測定設備 発電所周辺で，空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集するためダスト・サンプリング装置を設けるほか，水，食物，土壌などの環境試料の放射性物質濃度を測定する測定機器を備える。 主要な測定機器は，γ線スペクトロメータ，GM計数装置，α・β比例計数測定装置，液体シンチレーション検出装置である。 <p>(4) 放射線サーベイ機器（1号炉と共用，一部既設） 発電所内外の必要箇所，特に管理区域内で運転員が頻繁に立入る箇所及び原子炉の安全運転上必要な箇所については，外部放射線量率，空気中及び水中の放射性物質濃度並びに表面汚染密度のうち，必要なものを定期的及び必要の都度測定監視する。</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>測定は、外部放射線量率については、携帯用の各種サーベイ・メータにより、空气中及び水中の放射性物質濃度については、サンプリングによる放射能測定により、また、表面汚染密度については、サーベイ・メータ又はスミヤ法による放射能測定によって行う。</p> <p>放射線サーベイ関係主要測定器及び器具は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> GM管サーベイ・メータ 電離箱サーベイ・メータ シンチレーション・サーベイ・メータ 中性子線用サーベイ・メータ ダスト・サンプラ ガス・モニタ ダスト・モニタ <p>11.2.3.4 個人管理用測定設備及び測定機器（1号炉と共用，一部既設）</p> <p>個人の被ばく線量管理のため，外部被ばく線量を測定するフィルム・バッジ，熱蛍光線量計等と，内部被ばくを評価するためのホール・ボディ・カウンタ等を備える。</p> <p>11.2.3.5 放射線計測器の点検校正設備（1号炉と共用，一部既設）</p> <p>放射線監視設備及び機器を定期的に点検校正するため，次のものを設ける。</p> <p>(1) 校正設備</p> <p>エリア放射線モニタ，サーベイ・メータ等の線量測定器を校正するための校正室を設け，校正用基準密封線源及び基準線量計を備える。また，この室には，密封，非密封の放射性同位元素を貯蔵するための貯蔵箱を設ける。</p> <p>(2) 点検・修理設備</p> <p>放射線計測器の点検及び修理を行うため，パルス発生器，シンクロスコープ等の計器を備える。</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明												
	<p>[添付書類九]</p> <p>3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 「2.6 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、さらに、異常がないことの確認に資するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>3.1 空間放射線量等の監視 空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の粒子状放射性物質濃度の測定は、下表に示すように行う。</p> <table border="1" data-bbox="949 536 1700 995"> <thead> <tr> <th>測定対象</th> <th>測定頻度</th> <th>測定点及び監視</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間放射線量</td> <td>1回/3か月</td> <td>・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>常時</td> <td>・周辺監視区域境界付近にモニタリングポストを設置 ・中央制御室で常時監視</td> </tr> <tr> <td>粒子状放射性物質濃度</td> <td>常時</td> <td>・周辺監視区域境界付近にダストモニタを設置 ・全α、β線測定値を記録する ・フィルタを定期的に回収し核種分析測定する</td> </tr> </tbody> </table>	測定対象	測定頻度	測定点及び監視	空間放射線量	1回/3か月	・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定	空間放射線量率	常時	・周辺監視区域境界付近にモニタリングポストを設置 ・中央制御室で常時監視	粒子状放射性物質濃度	常時	・周辺監視区域境界付近にダストモニタを設置 ・全 α 、 β 線測定値を記録する ・フィルタを定期的に回収し核種分析測定する	<p>・添付書類九（3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視）に、発電所周辺地域での空間放射線量等の監視及び環境試料の放射能監視を行う旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
測定対象	測定頻度	測定点及び監視												
空間放射線量	1回/3か月	・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定												
空間放射線量率	常時	・周辺監視区域境界付近にモニタリングポストを設置 ・中央制御室で常時監視												
粒子状放射性物質濃度	常時	・周辺監視区域境界付近にダストモニタを設置 ・全 α 、 β 線測定値を記録する ・フィルタを定期的に回収し核種分析測定する												

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(管理区域外等への搬出および運搬)</p> <p>第102条 課長（放射線管理）は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第78条（新燃料の運搬）、<u>第84条の2</u>（使用済燃料の運搬）および第86条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第86条（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。</p> <p>3. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「<u>实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>」（以下「<u>实用炉規則</u>」という。）に従って、次の措置を講じる。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がc.の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、従事者等の被ばく線量を法令に定められた制限値以下とすることはもちろん、できるだけ低くする方針で行う。</p> <p>発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性汚染物質の移動の管理等を厳重に実施する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「<u>实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>」（第8条）に従って、次の措置を講じる。</p> <p>(4) 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	<p>・本文九号に、管理区域外への運搬の際、表面汚染密度限度が法令に定める値の十分の一を超えないことの確認の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類八（13.6 放射線管理）に、放射性汚染物質の移動の管理厳重に実施することを記載しており、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に、管理区域外への運搬の際、表面汚染密度限度が法令に定める値の十分の一を超えないことの確認の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載 （設置許可記載なし）	設置許可との整合性説明
<p>（発電所外への運搬）</p> <p>第103条 各課長は、核燃料物質等（第78条（新燃料の運搬）、<u>第84条の2</u>（使用済燃料の運搬）および第86条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p><u>2. 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p><u>3. 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>（1）法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>（2）法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>（3）L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u></p> <p><u>（4）A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</u></p> <p><u>4. 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>		<p>・保安規定審査基準の記載 「<u>実用炉規則第92条</u> <u>第1項第9号</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。」 と保安規定の記載は整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第8章 施設管理</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第106条 <u>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」を含む要求事項への適合を維持し、</u>原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。施設管理に関する業務を確実に実施するために、「施設管理要領」に従い実施する。また、組織は、施設管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、施設管理の業務を実施する。</p> <p>1. <u>用語の定義</u></p> <p><u>設備主管課長</u>：課長（品質保証）、総務課長、課長（発電）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）を除く各課長</p> <p><u>保全</u>：<u>プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持または向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</u></p> <p><u>工事</u>：<u>補修、取替えおよび改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。</u></p> <p><u>作業管理</u>：<u>保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</u></p> <p>2. <u>施設管理の実施方針および施設管理目標</u></p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第106条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.7 保守</p> <p>原子炉施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、保守及び改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、原子炉施設の安全の確保を妨げることがないように行う。</p>	<p>・添付書類八に、施設管理（13.7 保守）に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。（設置許可には保安規定に定める事項を遵守することを記載している。）</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(3) 所長は、「<u>監視測定および分析基本要領</u>」で定めた手順により、社達で周知された<u>施設管理</u>の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理</u>目標を設定する。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、および<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ<u>施設管理</u>目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の<u>施設管理</u>目標を達成するため、4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、および<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 課長（保修技術）は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書および設計及び工事計画認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備</u></p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>5. <u>施設管理</u>の重要度の設定 課長（保修技術）は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<u>施設管理</u>の重要度として<u>点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）</u>を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。 <u>また、設備主管課長は、「施設管理要領」に基づき、設計および工事の重要度を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得</u></p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>る。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1) または (2) に基づき設定する。</p> <p><u>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p><u>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視組織は、「保全活動管理指標設定および監視手順書」に基づき、下記の業務を行う。</p> <p>(1) 課長（保修技術）は、保全の有効性を監視、評価するために5. の<u>施設管理</u>の重要度を踏まえ、<u>施設管理目標の中で</u>プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>(a) 7000 臨界時間あたりの計画外自動・<u>手動</u>スクラム回数</p> <p>(b) 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>(c) 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の<u>施設管理</u>の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（４）各課長（総務課長，課長（核物質防護）を除く。）は，監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報を採取<u>および監視を実施</u>し，その結果を課長（保修技術）に通知する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>（１）設備主管課長は，４．の保全対象範囲に対し，以下の保全計画を策定する。なお，保全計画には，計画の始期および期間に関することを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検の計画（7. 1 参照） b. <u>設計および工事の計画</u>（7. 2 参照） c. 特別な保全計画（7. 3 参照） <p>（２）設備主管課長は，保全計画の策定にあたって，5. の<u>施設管理</u>の重要度を勘案し，必要に応じて次の事項を考慮する。また，9. <u>保全</u>の結果の確認・評価，10. 不適合管理，是正処置および<u>未然防止処置</u>の結果を踏まえ保全計画の継続的な見直しを行う。さらに，11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の継続的な見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>7. 1 点検の計画策定</p> <p>設備主管課長は，「点検計画作成・運用手順書」に基づき，下記の業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p><u>（５）検査実施責任者は，点検を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{*2}により確認・評価する時期までに，次の事項を定め</u></p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>る。</u></p> <p><u>a. 事業者検査の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目，評価方法および管理基準</u></p> <p><u>c. 事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>※2：事業者検査とは，点検および工事に伴うリリースのため，点検および工事とは別に，要求事項への適合を確認する合否判定行為であり，第106条の4による使用前事業者検査および第106条の5による定期事業者検査をいう（以下，本条において同じ。）。</u></p> <p>7. 2 <u>設計および工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 設備主管課長は，<u>設計および工事</u>を実施する場合，あらかじめその方法および実施時期を定めた<u>設計および工事の計画</u>を策定し，所管する部長の確認，所長の承認を得て，課長（保守管理）に通知する。また，設備主管課長は，安全上重要な機器の<u>工事を実施する場合は，その計画段階において，法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認</u>を行い，法令に基づく必要な手続きの要否およびその内容（手続きが不要と判断した場合，その理由を含む。）を記録する。</p> <p><u>(2) 設備主管課長は，原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は，使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p><u>(3) 設備主管課長および検査実施責任者は，工事を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを，事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。なお，「調達管理手順書」，「島根原子力発電所使用前事業者検査（溶接）実施手順書」，「島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書」，「島根原子力発電所使用前事業者検査（施設）実施手順書」，「配管肉厚管理手引書」，「供用期間中検査計画管理手引書」および「設備診断手順書」のうち業務に応</u></p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>じた文書を用いて実施する。</p> <p>a. <u>事業者</u>検査および試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者</u>検査および試験等の項目，評価方法および管理基準</p> <p>c. <u>事業者</u>検査および試験等の実施時期</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは，「原子炉等規制法」の第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（<u>設計及び</u>工事の計画の認可），第43条の3の10（<u>設計及び</u>工事の計画の届出）<u>および</u>第43条の3の11第3項（<u>使用前事業者検査の確認申請</u>）ならびに「電気事業法」の第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお，手続きが不要と判断した場合にも，その理由を併せて記録する。（以下，第119条（記録）において同じ。）</p> <p>（中略）</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 各課長（総務課長，課長（核物質防護）を除く。）は，7. で定めた保全計画に<u>従って</u>保全を実施する。</p> <p>(2) 設備主管課長は，保全の実施にあたって，以下の必要なプロセス<u>および第106条の2による設計管理ならびに第106条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>（中略）</p> <p>d. 工事管理：構築物，系統および機器に対して行われる<u>保全</u>の実施状況を管理する。これらの業務は，「島根原子力発電所工事業務管理手順書」，「工事施工管理手順書」，「工事における安全管理手順書」，「点検手入れ前状態データ採取・評価手引書」，「本設測定機器管理手順書」，「試験・検査用測定機器管理手順書」，「プラント停止時工程管理手順書」，「配管肉厚管理手引書」，</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>「供用期間中検査計画管理手引書」，「作業要領書作成手引書」，「作業票取扱手順書」，「<u>島根原子力発電所土木建築関係設備点検手順書</u>」，「<u>設備診断手順書</u>」，「<u>保守部門巡視点検手順書</u>」，「<u>建設プラント管理手順書</u>」および「<u>3号機作業票取扱手順書</u>」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。</p> <p>(3) 設備主管課長は，<u>保全</u>の結果について記録する。</p> <p>(4) 設備主管課長は，「点検計画作成・運用手順書」に基づき，点検実績を点検計画表に反映する。</p> <p>9. <u>保全</u>の結果の確認・評価</p> <p>設備主管課長および検査実施責任者は，「<u>調達管理手順書</u>」，「<u>島根原子力発電所使用前事業者検査（溶接）実施手順書</u>」，「<u>島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書</u>」，「<u>島根原子力発電所使用前事業者検査（施設）実施手順書</u>」，「<u>点検計画作成・運用手順書</u>」，「<u>配管肉厚管理手引書</u>」，「<u>供用期間中検査計画管理手引書</u>」，「<u>設備診断手順書</u>」および「<u>点検手入れ前状態データ採取・評価手引書</u>」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。</p> <p>(1) 設備主管課長および検査実施責任者は，あらかじめ定められた方法で，保全の実施段階で採取した構築物，系統および機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを，所定の時期^{※4}までに確認・評価し，記録する。なお，定期事業者検査の検査要領書を作成する場合，「<u>島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書</u>」に基づき点検計画表の内容が反映されることを確実にする。</p> <p><u>(2) 検査実施責任者は，原子炉施設の使用を開始するために，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため，事業者検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 設備主管課長は，最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には，保全の要領書に基づき，保全が実施されていることを，所定の時期^{※4}までに確認・評価し，記録する。</u></p> <p>※4：所定の時期とは，所定の機能が要求される時または</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>あらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理，是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 設備主管課長は，<u>施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し</u>，不適合が認められた場合，第3条8. 3に基づき不適合管理を行う。また，是正処置ならびに<u>未然防止処置</u>について，第3条8. 5. 2是正処置等ならびに第3条8. 5. 3<u>未然防止処置</u>に基づき実施する。なお，<u>以下のa. およびb. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し，必要な是正処置を講じるとともに</u>，以下のa. およびb. <u>に至った</u>場合には，不適合管理を行った上で，9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法，実施頻度および時期の是正処置ならびに<u>未然防止処置</u>を講じる。</p> <p>a. <u>保全</u>を実施した構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合。</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって，<u>保全</u>の要領書に基づき，<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合。</p> <p><u>(2) 設備主管課長は，他の原子力施設の運転経験等の知見を基に，自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし，適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 設備主管課長は，(1) および(2) の活動を第3条に基づき実施する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>12. <u>施設管理</u>の有効性評価</p> <p>(1) 各課長は，11. の保全の有効性評価の結果および2. の<u>施設管理</u>目標の達成度から，定期的に<u>施設管理</u>の有効性を評価し，<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認して，課長（保修管理）に通知する。課長（保修管理）は，保修部長の確認，運営委員会の審議を受け，所長の承認を得た結果を各課長へ周知する。また，各課長は，<u>施設管理</u>の有効性評価の結果に基づき，継続的な改善につなげる。</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(2) 課長（保修管理）は、<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p><u>13. 構成管理</u> <u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u> <u>(1) 設計要件（第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第106条の2の設計に対する要求事項をいう。）</u> <u>(2) 施設構成情報（第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）</u> <u>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統および機器をいう。）</u></p> <p><u>14. 情報共有</u> 組織は、<u>保全</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（設計管理）</u> <u>第106条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</u> <u>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</u> <u>（1）保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</u> <u>（2）「技術基準規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u> <u>（3）適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> <u>（4）設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u> <u>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第106条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p>	<p>[本文] 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7.3 設計開発 7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a. 機能及び性能に係る要求事項 b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c. 関係法令 d. その他設計開発に必要な要求事項</p>	<p>・本文十一号に、設計開発に用いる情報について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載 (設置許可記載なし)	設置許可との整合性説明
<p><u>(作業管理)</u> <u>第106条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u> <u>2. 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u> <u>(1)他の原子炉施設および周辺環境からの影響による工事対象設備の損傷および劣化の防止</u> <u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u> <u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u> <u>(4) 作業工程の管理</u> <u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u> <u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u> <u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u> <u>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第13条による巡視点検を定期的に行う。</u></p>		<p>設置許可との整合性説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安規定審査基準の記載 「<u>実用炉規則第92条</u> <u>第1項第18号</u> 発電用原子炉施設の施設管理 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。」 と保安規定の記載は整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（使用前事業者検査の実施）</u></p> <p><u>第106条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>（1）検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>（2）検査要領書^{*1}を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>（3）検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b. 「技術基準規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>（4）検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法。</u></p> <p><u>b. 機能および性能を確認するために十分な方法。</u></p> <p><u>c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法。</u></p> <p><u>4. 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</u></p> <p><u>（1）第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>（2）検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>（3）前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務</u></p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8. 2 監視及び測定</p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>の供給者。</u></p> <p><u>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p><u>第106条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書*1を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u></p> <p><u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. a. およびb. による方法のほか、「技術基準規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u></p> <p><u>4. 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会</u></p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8. 2 監視及び測定</p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明									
<p>第11章 記録および報告</p> <p>（記録）</p> <p>第119条 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、表119-1のうち、1.については保存し、その他については、適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 検査の責任者は、表119-2および表119-3に定める検査に関する記録について適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表119-4に定める保安に関する記録を適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>表119-1</p> <table border="1" data-bbox="163 826 900 1220"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 826 542 895">記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th data-bbox="542 826 703 895">記録すべき場合※¹</th> <th data-bbox="703 826 900 895">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 895 542 1026">1. <u>使用前確認</u>の結果</td> <td data-bbox="542 895 703 1026"><u>確認</u>の都度</td> <td data-bbox="703 895 900 1026">同一事項に関する次の<u>確認</u>の時までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1026 542 1220">2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</td> <td data-bbox="542 1026 703 1220">実施の都度</td> <td data-bbox="703 1026 900 1220">監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※ ¹	保存期間	1. <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間	2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	<p>[添付書類八]</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.12 記録及び報告</p> <p>原子炉施設の保安に関する事項を法令に定めるところにより記録し、保存するとともに、必要な機関に報告を行う。</p>	<p>・添付書類八（13.12 記録及び報告）に、記録に係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※ ¹	保存期間									
1. <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間									
2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間									

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※1	保存期間		
3. <u>保全</u> の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間		
4. 安全上重要な機器の <u>保全</u> の結果（法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間		
5. <u>保全</u> の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間		
6. <u>保全</u> の不適合管理，是正処置， <u>未然防止処置</u> およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理，是正処置および <u>未然防止処置</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間		
7. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間		
8. <u>施設管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間		
9. 熱出力	原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して	10年間		
10. 炉心の中性子束密度		10年間		
11. 炉心の温度		10年間		
12. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転および起動において1時間ごと	10年間		
13. 冷却材出口温度		10年間		
14. 冷却材圧力		10年間		
15. 冷却材流量		10年間		
16. 制御棒位置		1年間		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間		
17. 再結合装置内の温度	同上	1年間		
18. 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間		
19. 原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間		
20. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間		
21. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間		
22. 運転開始日時	その都度	1年間		
23. 臨界到達日時	同上	1年間		
24. 運転切替日時	同上	1年間		
25. 緊急しゃ断日時	同上	1年間		
26. 運転停止日時	同上	1年間		
27. 警報装置から発せられた警報の内容※2	同上	1年間		
28. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびに、これらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1年間		
29. <u>運転上の制限に関する点検結果および運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u>	<u>その都度</u>	<u>1年間（ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については5年間）</u>		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間		
30. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間		
31. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間		
32. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後	取出後10年間		
33. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間		
34. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間		
35. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間		
36. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※3の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※4		
37. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※4		
38. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4		
39. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※4		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合*1	保存期間		
40. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間		
41. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	廃棄の都度	※5		
42. 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※5		
43. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間		
44. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※5		
45. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※5		
46. 事故の原因	同上	※5		
47. 事故後の処置	同上	※5		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合*1	保存期間		
48. 風向および風速	連続して	10年間		
49. 降雨量	同上	10年間		
50. 大気温度	同上	10年間		
51. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間		
52. 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間		
53. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5		
54. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※5		
（中略）				

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
表 1 1 9 - 2				
記録（実用炉規則第 <u>1 4 条の 3</u> に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間		
1. <u>使用前事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	<u>当該使用前事業者検査</u> に係る <u>発電用原子炉施設</u> の存続する期間		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
表 1 1 9 - 3				
記録（実用炉規則第 5 7 条に基づき記録）	記録すべき場合	保存期間		
1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	<u>その</u> 発電用原子炉施設が廃棄 <u>された</u> 後 5 年が経過するまでの期間		

保安規定条文 (変更後)			設置許可記載	設置許可との整合性説明
表 1 1 9 - 4 ^{※6}				
記録 (実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間		
1. 品質 <u>マネジメントシステム</u> 計画に関する以下の記録				
(1) 第 3 条 (<u>品質マネジメントシステム計画</u>) 4. 2. 1 に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間		
2. <u>品管規則</u> の要求事項に基づき作成する以下の記録				
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年		
(2) <u>要員の力量および教育訓練その他の措置に係る</u> 記録	作成の都度	5 年		
(3) <u>個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な</u> 記録 (本項の他に定めるものを除く)	作成の都度	5 年		
(4) <u>個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る</u> 記録	作成の都度	5 年		
(5) 設計開発 <u>に用いる情報に係る</u> 記録	作成の都度	5 年		
(6) 設計開発レビューの結果の記録および <u>当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る</u> 記録	作成の都度	5 年		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間		
(7) 設計開発の検証の結果の記録および <u>当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</u>	作成の都度	5年		
(8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および <u>当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</u>	作成の都度	5年		
(9) 設計開発の変更 <u>に係る</u> 記録	作成の都度	5年		
(10) 設計開発の変更の <u>審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録</u>	作成の都度	5年		
(11) 供給者の評価の結果の記録および <u>当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</u>	作成の都度	5年		
(12) <u>個別業務の実施に係る</u> プロセスの妥当性確認の <u>結果</u> の記録	作成の都度	5年		
(13) <u>機器等または個別業務に関するトレーサビリティ</u> の記録	作成の都度	5年		
(14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合</u> の記録	作成の都度	5年		
(15) <u>当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠</u> の記録	作成の都度	5年		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間		
(16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u>	作成の都度	5年		
(17) <u>監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録</u>	作成の都度	5年		
(18) <u>内部監査結果の記録</u>	作成の都度	5年		
(19) <u>使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</u>	作成の都度	5年		
(20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u>	作成の都度	5年		
(21) <u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</u>	作成の都度	5年		
(22) <u>講じたすべての是正処置およびその結果の記録</u>	作成の都度	5年		
(23) <u>講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録</u>	作成の都度	5年		
（中略）				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定（第2編）
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表

資料②

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第1章 総則			
第121条 目的	－	－	設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第122条 基本方針	○ (本文十一号)	－	保安規定に係る基本方針であり，基本方針の内容である「保安活動は，…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は，本文十一号に記載されるため，保安規定記載は整合している。
第123条 関係法令および保安規定の遵守	○ (本文十一号)	○	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて，本文十一号(5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ(6))に規定しており，保安規定記載は，これに整合している。
第124条 安全文化の育成および維持	○ (本文十一号)	○※	※：用語の置き換え（「安全文化の醸成」⇒「健全な安全文化の育成および維持」）のみの変更 社長の健全な安全文化の育成および維持のための取り組みについて，設置許可本文十一号(5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ(3))に規定しており，保安規定記載は，これに整合している。
第2章 品質保証			
第125条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	本文十一号との比較により，保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制			
第126条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五)	○※	※：用語の置き換え（「管理責任者」⇒「品質マネジメントシステム管理責任者」）および組織名称の変更（「審査部門」⇒「内部監査部門」）のみの変更 添付書類五に記載があるが，保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また，本文十一号(5.5 責任，権限及びコミュニケーション)において，組織の責任と権限を明確化する旨が記載されており，保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第127条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五)	○	添付書類五に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号(5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等)において、組織の責任と権限を明確化する旨および使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第128条 原子力発電保安委員会	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第129条 原子力発電保安運営委員会	－	○※	※：用語の置き換え(「保守管理」⇒「施設管理」)のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第130条 廃止措置主任者の選任	－	○※	※：用語の置き換え(「保守管理」⇒「施設管理」)のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第131条 廃止措置主任者の職務等	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4章 廃止措置管理			
第1節 通則			
第132条 構成および定義	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。(保安規定第4章内の構成と定義を記載しているのみ)
第133条 運転員の確保	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第133条の2 運転管理業務	－	○	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第134条 巡視	－	○	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第135条 規定類の作成	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り, -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り, -:無し)	設置許可との整合性
第136条 引継	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第137条 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第138条 地震・火災等発生時の対応	-	○※	※:用語の置き換え(「維持管理対象設備」⇒「性能維持施設」)のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第139条 電源機能喪失時等の体制の整備	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2節 廃止措置管理			
第140条 安全貯蔵措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第141条 工事の計画および実施	-	○※	※:用語の置き換え(「保守管理」⇒「施設管理」)のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第142条 工事完了の報告	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第3節 施設運用上の基準			
第143条 使用済燃料プールの水位および水温	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(4.3.6 燃料プール冷却系)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第144条 施設運用上の基準の確認	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第145条 施設運用上の基準を満足しない場合	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第146条 施設運用上の基準に関する記録	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り, -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り, -:無し)	設置許可との整合性
第5章 燃料管理			
第147条 新燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	本文五号, 九号, 添付書類八 (4.3 主要設備), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に使用する設備や管理方法の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第148条 新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	-	本文五号, 添付書類八 (4.3 主要設備) に使用する設備の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第149条 使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	○	本文五号, 添付書類八 (4.3 主要設備) に使用する設備の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第149条の2 使用済燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	本文五号, 九号, 添付書類八 (4.3 主要設備), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に使用する設備や管理方法の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理			
第150条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類九)	○	本文九号, 添付書類九 (1. 放射線防護に関する基本方針, 2. 発電所の放射線管理) に記載があり, 保安規定記載は ALARA の基本方針の条文を新設し, これに整合している。(保安規定では, 第122条 (基本方針) で ALARA について記載しているが, 第6章においても追記。)
第150条の2 頻度の定義	-	○※	※: 条文番号の繰り上げのみの変更 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第151条 放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号, 八号, 九号) (添付書類八, 九)	○	本文五号, 八号, 九号, 添付書類八 (10.3 固体廃棄物処理系) 及び添付書類九 (4.4 固体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定の記載はこれに整合している。
第152条 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第153条 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り，－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り，－：無し)	設置許可との整合性
第154条 放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号，九号) (添付書類八，九)	－	本文五号，九号，添付書類八（10.2 液体廃棄物処理系），添付書類九（2.6 放射性廃棄物の放出管理，4.3 液体廃棄物処理）に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第155条 放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号，九号) (添付書類八，九)	－	本文五号，九号，添付書類八（10.1 気体廃棄物処理系），添付書類九（2.6 放射性廃棄物の放出管理，4.2 気体廃棄物処理）に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第156条 放出管理用計測器の管理	○ (本文五号，九号) (添付書類八，九)	○	本文五号，九号，添付書類八（11.3 放射線計測設備），添付書類九（2.6 放射性廃棄物の放出管理，2.7 放射線計測機の保守）他に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第7章 放射線管理			
第157条 放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類九)	○	本文九号，添付書類九（1. 放射線防護に関する基本方針）に記載があり，保安規定記載はALARAの基本方針の条文を新設し，これに整合している。（保安規定では，第122条（基本方針）でALARAについて記載しているが，第7章においても追記。）
第157条の2 頻度の定義	－	○※	※：条文番号の繰り上げのみの変更 設置許可に記載はなく，設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第158条 管理区域の設定および解除	○ (本文九号) (添付書類九)	－	本文九号，添付書類九（1.2 具体的方法，2.1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定，2.2 管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第159条 管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	－	本文九号，添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第160条 管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	－	本文九号，添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。
第161条 管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類九)	－	本文九号，添付書類九（1.2 具体的方法，2.2 管理区域内の管理，2.5 個人被ばく管理）に記載があり，保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り, -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り, -:無し)	設置許可との整合性
第162条 管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理, 2.5 個人被ばく管理) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第163条 保全区域	○ (添付書類九)	-	添付書類九 (2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第164条 周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九 (1.2 具体的方法, 2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定, 2.4 周辺監視区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第165条 放射性業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類九)	○	本文九号, 添付書類九 (1.2 具体的方法, 2.2 管理区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載は条文に追記することで, これに整合している。
第166条 床, 壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	-	本文九号, 添付書類九 (2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第167条 平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	○	本文九号, 添付書類九 (3.1 空間放射線量等の監視, 3.2 環境試料の放射能監視) に記載があり, 保安規定記載は新規条文を追加することで, これに整合している。
第167条の2 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類九)	○※	※: 条文番号の繰り下げのみの変更 本文九号, 添付書類九 (1.2 具体的方法, 2.2 管理区域内の管理, 3.1 空間放射線量等の監視) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第168条 放射線計測器類の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○	本文五号, 九号, 添付書類八 (11.3 放射線計測設備), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理, 2.7 放射線計測機の保守, 3.1 空間放射線量等の監視) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第169条 管理区域外等への搬出および運搬	○ (本文九号) (添付書類九)	○	本文九号, 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第170条 発電所外への運搬	-	○	設置許可に記載はないが, 保安規定記載においては, 発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準改正を反映している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り, -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り, -:無し)	設置許可との整合性
第171条 協力会社の放射線防護	○ (添付書類九)	-	添付書類九(2.2 管理区域内の管理, 2.5 個人被ばく管理)に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第172条 欠番			
第8章 施設管理			
第173条 施設管理計画	-	○	設置許可に記載はないが, 保安規定においては, 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第173条の2 設計管理	○ (本文十一号)	○	本文十一号(7.3 設計開発)に設計開発に用いる情報に係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第173条の3 作業管理	-	○	設置許可に記載はないが, 保安規定においては, 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第173条の4 使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号(8.2.4 機器等の検査等)に使用前事業者検査等に係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第173条の5 定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号(8.2.4 機器等の検査等)に使用前事業者検査等に係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第174条 欠番			
第9章 緊急時の措置			
第175条 原子力防災組織	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第176条 原子力防災組織の要員	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第177条 緊急作業従事者の選定	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第178条 原子力防災資機材等の整備	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第179条 通報経路	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第180条 緊急時訓練	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り, -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り, -:無し)	設置許可との整合性
第181条 通報	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第182条 緊急時体制の発令	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第183条 応急措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第184条 緊急時における活動	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第185条 緊急作業従事者の線量管理等	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第186条 緊急時体制の解除	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第10章 保安教育			
第187条 所員への保安教育	-	○※	※:用語の置き換え(「保守管理」⇒「施設管理」,「保守および点検」⇒「保全」,「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第188条 協力会社従業員への保安教育	-	○※	※:用語の置き換え(「保守および点検」⇒「保全」)のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第11章 記録および報告			
第189条 記録	-	○	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第190条 報告	-	○※	※:条文番号の繰り下げのみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○:有り, -:無し)	保安規定変更有無 (○:有り, -:無し)	設置許可との整合性
添付			
添付1 原子炉がスクラムした場合の運転 操作基準 (第76条関連)	○ (本文十号) (添付書類十)	—	本文十号, 添付書類十に記載があり, 保安規定記載はこれに 整合している。
添付2 管理区域図 (第91条, 第92条 関連)	○ (添付書類九)	—	添付書類九 (2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設 定) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
添付3 保全区域図 (第96条)	○ (添付書類九)	—	添付書類九 (2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設 定) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
添付4 管理区域図 (第158条, 159 条関連)	○ (添付書類九)	—	添付書類九 (2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設 定) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
添付5 保全区域図 (第163条関連)	○ (添付書類九)	—	添付書類九 (2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設 定) に記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。

凡例 赤字・赤下線：保安規定変更箇所

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第1章 総則</p> <p>（関係法令および保安規定の遵守）</p> <p>第123条 第122条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うため、以下の活動を実施する。</p> <p>（1）社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。</p> <p>（2）電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を統括する。</p> <p><u>（3）内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を統括する。</u></p> <p><u>（4）第126条（保安に関する組織）に定める組織（内部監査部門を除く。）は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>（5）内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>（6）電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p> <p><u>（7）内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>（中略）</p> <p>（6）関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>（中略）</p>	<p>・社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、設置許可本文十一号（5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）に規定しており、保安規定記載は、これに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第127条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の育成および維持）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</p> <p>3. <u>内部監査部門長</u>は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。<u>また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</u></p> <p>（中略）</p> <p>7. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務<u>および輸入廃棄物の管理に関する業務</u>を統括する。</p> <p>（中略）</p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認する</p>	<p>・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等）において、組織の責任と権限を明確化する旨および使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p><u>37. 各職位は、第125条8. 2. 4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</u></p> <p>38. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>ため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等 （中略）</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類五]</p> <p>(中略)</p> <p>電源事業本部（原子力）、土木部及び島根原子力発電所の技術者（島根原子力発電所関係以外の機関への出向者は除く。以下同じ。）の人数等を第1表、並びに原子力関係組織図を第1図に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>・添付書類五に申請当時のものであるが組織の記載がある。保安規定記載は現時点での記載に変更しているが、整合している。</p>
<p>第4章 廃止措置管理</p>		
<p>(<u>運転管理業務</u>)</p> <p><u>第133条の2 各課長または当直長は、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</u></p> <p><u>a. 中央制御室における監視、第134条第1項および第2項の巡視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に通知する。</u></p> <p><u>b. 運転操作（状態管理を含む。）を実施する。</u></p> <p><u>c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</u></p> <p><u>d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。</u></p> <p><u>(2) 当直長は、関係各課長の依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、第1号b.による運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係各課長は、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長に引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 各課長または当直長は、第3節（第144条から第146条を除く。）各条第2項の施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な確認の計画を定め、実施する。</u></p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<p>・設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。</p>
<p>(<u>巡視</u>)</p> <p><u>第134条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（第160条（管理区域内における特別措置）第1項に定める区域を除く。）を巡視する。実施においては、第173条の3第3項に</u></p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<p>・設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</u></p> <p>(中略)</p>		
<p>第5章 燃料管理</p>		
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第147条 課長（燃料技術）は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建物クレーンを使用する。</p> <p>2. 課長（燃料技術）は、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の各号を<u>確認する。</u></p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 課長（燃料技術）は、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>第2項（1）から（3）に加え、次の各号を<u>確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。</p> <p>(2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p><u>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</u></p> <p><u>(4) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>4. 課長（放射線管理）は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長（放射線管理）は、課長（燃料技術）が管理区域内で</p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替機（1号炉原子炉建物内（既設）及び2号炉原子炉建物原子炉棟内（1号及び2号炉共用、既設））、原子炉建物天井クレーン（1号炉原子炉建物内（既設）及び2号炉原子炉建物原子炉棟内（1号及び2号炉共用、既設））等で構成する。</p> <p>新燃料は、原子炉建物内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建物天井クレーン等で燃料プールに移し、燃料取替機により炉心に挿入する。</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に従って、次の措置を講じる。</p> <p>(iii) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(iv) 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器</p>	<p>・本文五号に、原子炉建物天井クレーンの使用や管理方法の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・本文九号に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6. 課長（燃料技術）は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u> <u>(2) 線量当量率検査</u> <u>(3) 未臨界検査</u> <u>(4) 吊上検査</u> <u>(5) 重量検査</u> <u>(6) 収納物検査</u> <u>(7) 表面密度検査</u></p> <p>7. 課長（燃料技術）は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p>	<p>又は包装）の表面の放射性物質の密度が(iii)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>4. 燃料取扱設備</p> <p>4.3 主要設備</p> <p>4.3.2 原子炉建物天井クレーン</p> <p>原子炉建物天井クレーン（1号炉原子炉建物内（既設））は、新燃料、キャスクの運搬に使用するとともに、原子炉遮へい体、原子炉格納容器上蓋、原子炉压力容器上蓋、蒸気乾燥器、気水分離器等の取外し、運搬及び取付けに使用する。</p> <p>また、原子炉建物天井クレーンの巻上げ機構には二重のブレーキ等を設け、吊荷の落下を防止するとともに、キャスクを吊った場合は、使用済燃料貯蔵ラック上を通過できないインターロックを設ける設計とする。</p> <p>原子炉建物天井クレーン（2号炉原子炉棟内（1号及び2号炉共用、既設））は、2号炉の添付書類八「6.1.3(2) 原子炉建物天井クレーン」に同じ。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>(3) 床，壁，その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(4) 管理区域のうち汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並び</p>	<p>・添付書類八（4.3 主要設備）に、原子炉建物天井クレーンの使用や管理方法の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>にその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	
<p>（使用済燃料の貯蔵） 第149条 課長（燃料技術）は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p><u>（5）使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じること。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>（ロ）核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <p>b. 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>使用済燃料貯蔵設備（1号炉原子炉建物内及び2号炉原子炉建物原子炉棟内）は、使用済燃料を水中の貯蔵ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（燃料プール）である。</p> <p>燃料プールは、十分な水深を確保する設計とするとともに、燃料プール水位及び燃料プール水の漏えいを監視する設備を設ける。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、燃料プールには、燃料プール水を浄化するとともに使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する燃料プール冷却系を設ける。さらに、全炉心燃料を取り出した場合においても、残留熱除去系を併用して、燃料プール水の十分な冷却が可能な設計とする。また、残留熱除去系を用いて、燃料プール水の補給も可能な設計とする。</p> <p>貯蔵能力 全炉心燃料の約290%相当分（1号炉原子炉建物内（既設））及び全炉心燃料の約880%相当分（2号炉原子炉建物原子炉棟内（1号及び2号炉共用、一部既設））</p>	<p>・本文五号に、使用する設備の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類八]</p> <p>4. 燃料取扱設備</p> <p>4.3 主要設備</p> <p>4.3.4 燃料プール</p> <p>燃料プール（1号炉原子炉建物内（既設））は、1号炉全炉心燃料の約290%相当分の貯蔵が可能であり、さらに放射化された機器等の貯蔵及び取扱いができるスペースをもたせる。壁の厚さは遮へいを考慮して十分とり、内面はステンレス鋼でライニングし漏えいを防止する。燃料プールの水深は約11.5mである。また、著しい破損燃料集合体は、燃料プール内の破損燃料収納容器に収納する。</p> <p>なお、燃料プールは、通常運転中は全炉心の燃料を貯蔵できる容量を確保する。</p> <p>使用済燃料貯蔵ラックは、適切な燃料間距離をとることにより、燃料を貯蔵容量最大で貯蔵し、かつ燃料プール水温、使用済燃料貯蔵ラック内燃料位置等について、想定されるいかなる場合でも実効増倍率を0.95以下に保ち、貯蔵燃料の臨界を防止する。</p> <p>燃料プール水の漏えいを防止するため、燃料プールには排水口を設けない。万一の燃料プール水の漏えい、又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するため、燃料プールのライニングの破損による漏えいの確認ができるようにするとともに、燃料プール水位検出器及び燃料プール水温度検出器を設ける。</p> <p>また、燃料プール水の補給に復水貯蔵タンク水が使用できない場合には、残留熱除去系を用いてサブプレッション・チェンバのプール水を補給する。</p> <p>なお、新燃料を燃料プールに一時的に仮置きすることもある。燃料プール（2号炉原子炉棟内（1号及び2号炉共用、一部既設））は、2号炉の添付書類八「6.1.3(4)燃料プール」に同じ。</p>	<p>・添付書類八（4.3 主要設備）に、使用する設備の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（使用済燃料の運搬）</p> <p><u>第149条の2</u> 課長（燃料技術）は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料取替装置を使用する。</p> <p>2. 課長（燃料技術）は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の各号を<u>確認</u>し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>（中略）</p> <p>3. 課長（燃料技術）は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の各号を<u>確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合については、（3）から（6）の適用を除く。</u></p> <p>（中略）</p> <p>4. 課長（放射線管理）は、<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長（放射線管理）は、課長（燃料技術）が管理区域内で第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6. 課長（燃料技術）は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</u></p> <p><u>7. 検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ニ、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>（イ）核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替機（1号炉原子炉建物内（既設）及び2号炉原子炉建物原子炉棟内（1号及び2号炉共用、既設））、原子炉建物天井クレーン（1号炉原子炉建物内（既設）及び2号炉原子炉建物原子炉棟内（1号及び2号炉共用、既設））等で構成する。</p> <p>新燃料は、原子炉建物内に設ける新燃料貯蔵庫から原子炉建物天井クレーン等で燃料プールに移し、燃料取替機により炉心に挿入する。</p> <p>燃料の取替えは、原子炉上部のウエルに水を張り、水中で燃料取替機を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、水中で燃料取替機により移送し、1号炉原子炉建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）（既設）の水中に貯蔵するとともに、必要に応じて、21か月以上冷却した後、2号炉原子炉建物原子炉棟内へ運搬し、同建物内の使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）（1号及び2号炉共用、一部既設）の水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取替機は、燃料取扱い時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の運搬には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>（3）管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転</p>	<p>・本文五号に、輸送容器の使用、管理方法の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・本文九号に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>8. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>9. 課長（燃料技術）は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に従って、次の措置を講じる。</p> <p>(iii)床，壁，その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(iv)管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(iii)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>4. 燃料取扱設備</p> <p>4.3 主要設備</p> <p>4.3.1 燃料取替機</p> <p>燃料取替機(1号炉原子炉建物内（既設）)は、原子炉ウェル及び燃料プール上を水平に移動する走行台車並びにその上を移動する横行台車で構成する。</p> <p>また、燃料把握機には、燃料移送操作中の開閉を阻止するインターロックを設けるとともに、圧縮空気が喪失した場合にも、燃料集合体が外れない設計とする。</p> <p>燃料取替機（2号炉原子炉棟内(1号及び2号炉共用、既設）)は、2号炉の添付書類八「6.1. 3(1) 燃料取替機」に同じ。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>(3) 床，壁，その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物</p>	<p>・添付書類八（4.3 主要設備）に、使用する設備や管理方法の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれに整</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>質の密度が、経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(4) 管理区域のうち汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	<p>合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p><u>（放射性廃棄物管理に係る基本方針）</u></p> <p><u>第150条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気系、放射線管理施設及び放射線廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(6) 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が、「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。</p> <p>さらに、「線量目標値に関する指針」に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い、これを超えないように努める。</p>	<p>・本文九号に、発電所周辺の一般公衆の線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>1.2 具体的方法</p> <p>(1) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、生体しゃへい、換気系、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄設備を設計し、運用する。</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.6 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>発電所外に放出される気体及び液体廃棄物は、次に述べるように厳重に管理を行い、周辺監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（第9条）に定める値を超えないようにする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>・添付書類九（1. 放射線防護に関する基本方針、2. 発電所の放射線管理）に、発電所周辺の一般公衆の線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第151条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 課長（放射線管理）または課長（燃料技術）は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認</u>する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>6. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 課長（放射線管理）は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>9. 課長（放射線管理）は、<u>発電所外に放射性固体廃棄物を運</u></p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>ハ) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理系）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液貯蔵タンク（既設）、ランドリ・ドレン濃縮廃液タンク（1号及び2号炉共用、既設）、廃樹脂タンク（既設）、フィルタ・スラッジ貯蔵タンク（既設）、ドラム詰装置（1号及び2号炉一部共用、既設）、雑固体廃棄物焼却設備（1号及び2号炉共用、既設）、雑固体廃棄物処理設備（1号及び2号炉共用）、減容機（1号及び2号炉共用、既設）、サイトバンカ（1号及び2号炉共用、既設）、固体廃棄物貯蔵所（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材（セメント又はプラスチック）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</p> <p>ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、ランドリ・ドレン濃縮廃液タンクに集め放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。</p> <p>復水系及び、液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタ等から発生するフィルタ・スラッジは、廃樹脂タンク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵し放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材（セメント又はプラスチック）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。</p>	<p>・本文五号に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>10. 課長（放射線管理）は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>11. 課長（放射線管理）は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器の表面汚染密度が法令に定める表面汚染限度を超えていないことを確認する。ただし、第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p><u>12. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。</u></p> <p><u>13. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。</u></p>	<p>復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジは、廃樹脂タンク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材（セメント又はプラスチック）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</p> <p>可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは圧縮減容し、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で、熔融してドラム缶内にモルタル固化するか、若しくは熔融しないでドラム缶内にモルタル固化して、貯蔵保管する。</p> <p>なお、貯蔵保管している可燃性雑固体廃棄物、焼却灰、不燃性雑固体廃棄物についても必要に応じて焼却、熔融、モルタル固化し、ドラム缶に詰めて貯蔵保管する。</p> <p>また、使用済制御棒等の放射化された機器は燃料プールの貯蔵した後、サイトバンカに貯蔵保管する。</p> <p>雑固体廃棄物焼却設備及び雑固体廃棄物処理設備からの排ガスは、フィルタを通し放射性物質濃度を監視しつつ専用の排気口から放出する。</p> <p>固体廃棄物処理系は、廃棄物の破砕、圧縮、焼却、熔融、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>上記濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、所要の遮へい設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管する。</p> <p>八 使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受</p>	<p>設置許可との整合性説明</p> <p>・本文八号に、海外での再処理に係る事項が記載されており、保安規定記載はこれに整合してい</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>託した、「原子炉等規制法」に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。</p> <p>「再処理等拠出金法」に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>海外において再処理が行われる場合は、「再処理等拠出金法」の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p> <p>ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた記載を適用する。</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (4) 固体廃棄物の保管管理</p> <p>固体廃棄物には、濃縮廃液、使用済樹脂、フィルタ・スラッジ等をドラム缶詰め処理したもの、使用済フィルタ、布、紙等の雑固体廃棄物及び使用済制御棒等がある。</p> <p>固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管し、その後必要な措置をとる。</p> <p>また、一部の不燃性雑固体廃棄物は放射性物質が飛散しないような措置を講じて固体廃棄物貯蔵所に貯蔵保管し、その後必要な措置をとる。</p> <p>使用済制御棒等の放射化された機器等は、燃料プールに貯蔵するか、又は固体廃棄物移送容器を用いてサイトバンカに移送して貯蔵保管し、その後必要な措置をとる。</p>	<p>る。</p> <p>・本文九号に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>固体廃棄物貯蔵所及びサイトバンカは、管理区域とし、周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>10. 放射性廃棄物廃棄施設</p> <p>放射性廃棄物廃棄施設は、原子炉の運転中及び停止中に生じる放射性廃棄物を集めて処理するものであり、気体廃棄物処理系、液体廃棄物処理系及び固体廃棄物処理系で構成する。</p> <p>10.3 固体廃棄物処理系</p> <p>10.3.1 概要</p> <p>固体廃棄物処理系は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液貯蔵タンク（既設）、ランドリ・ドレン濃縮廃液タンク（1号及び2号炉共用、既設）、廃樹脂タンク（既設）、フィルタ・スラッジ貯蔵タンク（既設）、ドラム詰装置（1号及び2号炉一部共用、既設）、雑固体廃棄物焼却設備（1号及び2号炉共用、既設）、雑固体廃棄物処理設備（1号及び2号炉共用）、減容機（1号及び2号炉共用、既設）、サイトバンカ（1号及び2号炉共用、既設）、固体廃棄物貯蔵所（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>固体廃棄物は、濃縮廃液、使用済樹脂、フィルタ・スラッジ及び雑固体廃棄物等である。</p> <p>固体廃棄物処理系系統概要図を第10.3-1図に示す。</p> <p>固体廃棄物処理系は、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体廃棄物処理設備、サイトバンカ及び固体廃棄物貯蔵所を除き、1号及び2号炉廃棄物処理建物に設置する。</p> <p>10.3.3 主要機能</p> <p>(6) 固体廃棄物の貯蔵</p> <p>濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、固体廃棄物貯蔵所に、また、使用済制御棒等は、その放射能を減衰させるため、燃料プールに貯蔵した後、固体廃棄物移送容器（1号及び2号炉共用、既設）に収納してサイトバンカに運び貯蔵保管する。なお、使用済チャンネル・ボックスは、</p>	<p>・添付書類八（10.3 固定廃棄物処理系）に、固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>必要に応じて切断減容し貯蔵保管する。</p> <p>a. 固体廃棄物貯蔵所 固体廃棄物貯蔵所は、所要の遮へい設計を行うとともに、200ℓドラム缶約 35,500 本相当を貯蔵保管することができる。 固体廃棄物貯蔵所の概略を第 10.3-4 図及び第 10.3-5 図に示す。</p> <p>b. サイトバンカ サイトバンカは、貯蔵プール、プール水ろ過脱塩器、クレーン等で構成する。 貯蔵プールは、鉄筋コンクリート製でプール水の漏えい防止のため、内面にステンレス鋼ライニングを施し、万一プール水が漏えいした場合でも、漏えい検出器で検知できる設計とする。 貯蔵プールは、使用済制御棒等を発生量の約 20 年分を貯蔵保管することができる。 固体廃棄物貯蔵設備は、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、貯蔵タンク類を密封構造とし独立した区画内に設けるか、あるいは周辺にせきを設ける等の対策を講じる。また、必要な箇所には漏えい検出器等を設けるほか、エリアモニタ等で汚染レベルを監視する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>4. 放射性廃棄物処理 4.4 固体廃棄物処理 4.4.1 固体廃棄物の種類とその発生量 固体廃棄物には、濃縮廃液、使用済樹脂、フィルタ・スラッジ等をドラム缶詰め処理したもの、使用済フィルタ、布、紙等の雑固体廃棄物及び使用済制御棒等がある。 液体廃棄物発生量及び設計運転条件から推定した固体廃棄物の種類別推定発生量を第 4.4-1 表に示す。 固体廃棄物の取扱いは、添付書類八の「10.3.3 主要機能」による。</p>	<p>・添付書類九（4.4 固体廃棄物処理）に固体廃棄物の種類、処理方法等の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第156条 課長（放射線管理）および課長（計装）は、表156に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表156</p> <p>(中略)</p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>気体廃棄物の主要なものとしては、空気抽出器排ガス、軸封蒸気排ガスならびに起動時に発生する復水器真空ポンプ排ガスがある。</p> <p>空気抽出器排ガスは、ガス減衰タンク、活性炭式希ガスホールドアップ装置において放射能を減衰させ、ろ過処理後、排気筒から大気中に放出する。</p> <p>軸封蒸気排ガスは、減衰管を通して減衰させ、ろ過処理後、排気筒から大気へ放出する。しかし運転開始後の第1固定期検査以降は、低圧タービンの軸封に復水貯蔵タンクから得られる蒸気を使用することにより、軸封蒸気排ガス中の放射能を大巾に減少させ、これを減衰管を通して、ろ過処理後、排気筒から大気へ放出する。</p> <p>起動時に発生する復水器真空ポンプ排ガスは、減衰管を通して、ろ過処理後、排気筒から大気へ放出する。</p> <p>(中略)</p> <p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理系）は、廃棄物の性状に応じて処理するため、機器ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・再生廃液系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・化学廃液系（1号及び2号炉共用、既設）、ランドリ・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、シャワ・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>a. 機器ドレン系は、コレクタ・タンク、機器ドレン・タンク、フィルタ、ろ過脱塩器、脱塩器、サンプル・タンク、処理水タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、1号又は2号炉復水貯蔵タンクに回収して再使用する。</p> <p>b. 床ドレン・再生廃液系は、コレクタ・タンク、廃液中</p>	<p>・本文五号に、放射性廃棄物の廃棄施設の構造についての記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>和タンク、濃縮器、フィルタ、脱塩器、サンプル・タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、原則として1号又は2号炉復水貯蔵タンクに回収して再使用するが、一部については放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水放水路に放出する場合がある。</p> <p>c. 床ドレン・化学廃液系は、床ドレン・タンク、化学廃液タンク、濃縮器、ろ過脱塩器、脱塩器、処理水タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、原則として1号又は2号炉復水貯蔵タンクに回収して再使用するが、一部については放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水放水路に放出する場合がある。</p> <p>d. ランドリ・ドレン系は、収集タンク、濃縮器、脱塩器、サンプル・タンク、ろ過器、ランドリ・ドレン・タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水放水路に放出する。</p> <p>e. シャワ・ドレン系は、シャワ・ドレン・タンク、ろ過器等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水放水路に放出する。</p> <p>これら液体廃棄物処理系の主要機器は独立した区域に設けるか、せきを設置する等、放射性物質の漏えいを防止する設計とする。</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法 (v) 気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理の目標値を定め、これを超えないように努める。 (中略) (6) 放射性廃棄物の放出管理 気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域</p>	<p>・本文九号に、放射性廃棄物の放出管理についての記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>外の空気中及び水中の放射性物質の濃度が、「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。</p> <p>さらに、「線量目標値に関する指針」に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い、これを超えないように努める。</p> <p>(i) 気体廃棄物 平常運転時に気体廃棄物を大気中に放出する場合は、排気中の放射性物質の濃度を排気筒モニタ等によって連続監視する。</p> <p>(ii) 液体廃棄物 平常運転時に液体廃棄物を放出する場合にはあらかじめ、タンクにおいてサンプリングし、放射性物質の濃度を測定し、放出量を確認する。 また、放出される液体中の放射性物質の濃度は、液体廃棄物処理系排水モニタによって常に監視する。</p> <p>[添付資料八] 11.3 放射線計測設備 放射線計測設備は、エリア・モニタ、プロセス・モニタ、携帯用および半固定放射線検出器ならびに、分析用放射線計測装置に大別される。 11.3.3 プロセス・モニタ プロセス・モニタは、空気抽出器の放射能を監視する空気抽出器モニタ、排気筒の放射能を監視する排気筒モニタ、主蒸気管中の放射能を監視する主蒸気管放射能モニタ、原子炉補機冷却系の水、廃棄物系の処理後の排液及び冷却用海水系の海水の放射能をモニタするプロセス水モニタ、原子炉建物内の空気の放射能を監視する原子炉建物排気モニタ及びサイトバンカ建物排気筒の放射能を監視するサイトバンカ建物排気筒モニタからなる。 サイトバンカ建物排気筒モニタはサイトバンカ建物制御室に、それ以外のものは中央制御室に、連続的に自動記録、指</p>	<p>・添付書類八（11.3 放射線計測設備）に、放射線計測設備の種類の記事があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>示し、基準設定値を超過した時は、警報を発するようにする。</p> <p>11.3.4 分析用放射線測定装置 原子炉系、廃棄物処理系および補機系からの液体サンプル、気体サンプル及び環境試料などの分析をするために、前述の精密放射線測定装置を放射線測定室におく。</p> <p>[添付書類九] 2.7 放射線計測器の保守 発電所内外の放射線監視に用いる放射線計測器類は、定期点検と較正を行ない、また軽微な故障の修理を行なう設備が所内に準備されている。</p>	<p>・添付書類九（2.7 放射線計測器の保守）に、放射線監視に用いる放射線計測器類の定期点検と較正を行なう旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第7章 放射線管理</p> <p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u></p> <p><u>第157条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気系、放射線管理施設及び放射線廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛</p>	<p>・本文九号に、放射線業務従事者の被ばくについて、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成できる限り低減する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類九（1. 放射線防護に関する基本方針）に、発電所周辺の一般公衆の線量について、法令に定める限度以下であり、かつ、合理的に達成</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>1.2 具体的方法</p> <p>(1) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、生体しゃへい、換気系、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄設備を設計し、運用する。</p> <p>(2) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視してその結果を管理区域内の諸管理に反映するとともに必要な情報を管理区域の入口付近等に表示し、作業環境の整備に努める。</p> <p>(3) 放射性業務従事者に対しては、被ばく歴を把握し、常に線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>できる限り低減する旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第165条 <u>各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</u></p> <p><u>2.</u> 課長（放射線管理）は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表165に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気系、放射線管理施設及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.2 具体的方法</p> <p>(3) 放射性業務従事者に対しては、被ばく歴を把握し、常に線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p>	<p>・本文九号に、放射線業務従事者を防護するため十分な放射線防護対策を講じる旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類九（1.2 具体的方法、2.2 管理区域内の管理、2.5 個人被ばく管理）に、放射線業務従事者の線量低減に係る記載、管理区域内での作業</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>2.2.6 作業管理</p> <p>管理区域での作業は、放射線業務従事者の線量を合理的に達成できる限り低減することを旨として原則として次のように行う。</p> <p>(1) 事前に作業環境に応じて放射線防護具類の着用、時間制限等必要な条件を定め、放射線業務従事者の個人被ばく歴を考慮して合理的な作業計画を立てる。 また、必要に応じて事前に作業訓練を行うことも考慮する。</p> <p>(2) 作業中には、必要に応じ、外部放射線に係る線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、必要な場合には、一時的遮へいの使用、除染等を行い、作業環境の保全に努める。</p>	<p>管理についての記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（平常時の環境放射線モニタリング）</u> <u>第167条 課長（放射線管理）は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 (7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 「(6) 放射性廃棄物の放出管理」で述べたように、放射性廃棄物の放出にあたっては、厳重な管理を行うが、異常がないことの確認に資するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。 (i) 空間線量等の監視 空間線量、空間線量率及び空気中の粒子状放射性物質濃度について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。 なお、モニタリングポストにより測定した空間線量率は、中央制御室で監視する。 (ii) 環境試料の放射能監視 周辺環境試料について、種類、頻度及び測定核種を定めて放射能監視を行う。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 「2.6 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、さらに、異常がないことの確認に資するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。 3.1 空間放射線量等の監視 空間放射線量、空間放射線量率及び空気中の粒子状放射性物質濃度の測定は、下表に示すように行う。</p>	<p>・本文九号に、発電所周辺地域での空間線量等の監視及び環境試料の放射能監視を行う旨の記載があり、本変更はこれらを満足するようモニタリング計画を立案する旨の記載であることから、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類九（3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視）に、発電所周辺地域での空間放射線量等の監視及び環境試料の放射能監視を行う旨の記載があり、本変更はこれらを満足するようモニタリング計画を立案する旨の記載であることから、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載			設置許可との整合性説明												
	<table border="1" data-bbox="949 280 1700 740"> <thead> <tr> <th data-bbox="949 280 1189 312">測定対象</th> <th data-bbox="1189 280 1375 312">測定頻度</th> <th data-bbox="1375 280 1700 312">測定点及び監視</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="949 312 1189 413">空間放射線量</td> <td data-bbox="1189 312 1375 413">1回/3か月</td> <td data-bbox="1375 312 1700 413"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 413 1189 545">空間放射線量率</td> <td data-bbox="1189 413 1375 545">常時</td> <td data-bbox="1375 413 1700 545"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近にモニタリングポストを設置 ・ 中央制御室で常時監視 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 545 1189 740">粒子状放射性物質濃度</td> <td data-bbox="1189 545 1375 740">常時</td> <td data-bbox="1375 545 1700 740"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近にダストモニタを設置 ・ 全α、β線測定値を記録する ・ フィルタを定期的に回収し核種分析測定する </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="949 778 1279 802">3.2 環境試料の放射能監視</p> <p data-bbox="1001 810 1570 834">周辺環境試料の放射能監視は、次のように行う。</p> <p data-bbox="1028 842 1700 898">環境試料の種類：海水，海底土，土壤，陸上植物，海洋生物</p> <p data-bbox="1028 906 1585 930">頻 度：原則として年2～4回とする。</p> <p data-bbox="1028 938 1700 1026">測 定 核 種：核分裂生成物であるよう素（I-131）及びセシウム（Cs-137）並びに腐食生成物であるコバルト（Co-60）に重点をおく。</p> <p data-bbox="1001 1034 1435 1058">なお，試料の分析は当社施設で行う。</p>			測定対象	測定頻度	測定点及び監視	空間放射線量	1回/3か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定 	空間放射線量率	常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近にモニタリングポストを設置 ・ 中央制御室で常時監視 	粒子状放射性物質濃度	常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近にダストモニタを設置 ・ 全α、β線測定値を記録する ・ フィルタを定期的に回収し核種分析測定する 	
測定対象	測定頻度	測定点及び監視														
空間放射線量	1回/3か月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定 														
空間放射線量率	常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近にモニタリングポストを設置 ・ 中央制御室で常時監視 														
粒子状放射性物質濃度	常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺監視区域境界付近にダストモニタを設置 ・ 全α、β線測定値を記録する ・ フィルタを定期的に回収し核種分析測定する 														

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>（放射線計測器類の管理）</p> <p>第168条 課長（放射線管理）および課長（計装）は、表168に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>（中略）</p>	<p>[本文]</p> <p>五、原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備</p> <p>チ．放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>従業員、周辺公衆の安全管理を確実にこなうための放射線管理施設としては、次のものがある。</p> <p>（イ） 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>屋内管理用設備の主要なものとしては、次のものを設ける。</p> <p>固定のエリア・モニタおよびプロセス・モニタ 分析用放射線測定装置 携帯用および半固定放射線検出器</p> <p>また、人の出入管理、汚染の管理、その他放射線分析業務を行なうため、放射線管理室、汚染管理室などの施設がある。</p> <p>（ロ） 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>屋外管理用設備の主要なものとしては、次のものを設ける。</p> <p>排気筒モニタ 排水モニタ 排水のサンプリング・モニタ 風向・風速計 野外固定モニタ 放射能観測車（無線装置付き）</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>（1）放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>（ii）放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>（中略）</p> <p>（3）管理区域内の管理</p> <p>（ii）管理区域内は、場所により外部放射線に係る線量当量</p>	<p>・本文五号に、放射線管理施設の主な設備の種類についての記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・本文九号に、放射線被ばくの管理方法についての記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>率、放射線業務従事者等の立入頻度等に差異があるので、これらのことを考慮して以下に述べるように適切な管理を行う。</p> <p>a. 放射線業務従事者等を外部被ばくから防護するため、遮へい設計に基づき管理区域を区分する。</p> <p>b. 放射線業務従事者等を放射性物質での汚染による被ばくから防護するため、換気系により、空気中の放射性物質の濃度が十分低くなるようにするとともに、濃度に応じて適切な管理を行う。</p> <p>c. 放射線業務従事者等の線量の管理が、容易かつ確実に行えるようにするため、プロセス放射線モニタ、エリア放射線モニタ、放射線サーベイ機器等により、管理区域の放射線レベル等の状況を把握する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 「(6) 放射性廃棄物の放出管理」で述べたように、放射性廃棄物の放出にあたっては、厳重な管理を行うが、異常がないことの確認に資するため、周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>(i) 空間線量等の監視 空間線量、空間線量率及び空気中の粒子状放射性物質濃度について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。</p> <p>なお、モニタリングポストにより測定した空間線量率は、中央制御室で監視する。</p> <p>(ii) 環境試料の放射能監視 周辺環境試料について、種類、頻度及び測定核種を定めて放射能監視を行う。</p>	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p>[添付書類八]</p> <p>11.3 放射線計測設備 放射線計測設備は、エリア・モニタ、プロセス・モニタ、携帯用および半固定放射線検出器ならびに、分析用放射線計測装置に大別される。</p> <p>11.3.1 エリア・モニタ エリア・モニタは、本館及びサイトバンカ建物の数十個所に設置し、空間線量率を常に監視する。本館内の中は中央制御室に、サイトバンカ建物内の中はサイトバンカ建物制御室に自動記録、指示し、基準設定値を超過した時は、警報を発するようにする。</p> <p>11.3.2 野外モニタ 周辺監視区域境界付近の外部放射線量率を、中央制御室で常に監視するために、モニタリング・ポストを数地点に設置する。 又、周辺監視区域境界付近及び敷地外の適当な場所に、外部放射線量を測定するためのモニタリング・ポイントを10数点設定する。 このほか、任意地点の放射能測定のために放射能観測車を用意し、必要に応じてモニタを行う。 (中略)</p> <p>11.3.4 分析用放射線測定装置 原子炉系、廃棄物処理系および補機系からの液体サンプル、気体サンプル及び環境試料などの分析をするために、前述の精密放射線測定装置を放射線測定室におく。</p> <p>11.3.5 携帯用ならびに半固定放射線検出器 個人管理及び汚染管理を行なうため、次の機器を備える予定である。 GM サーベイ・メータ 電離箱サーベイ・メータ シンチレーション・サーベイ・メータ 中性子線用サーベイ・メータ 体表面モニタ 空気サンプラ 熱蛍光線量計</p>	<p>・添付書類八（11.3 放射線計測設備）に、放射線計測設備の種類に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
	<p data-bbox="1025 252 1240 276">フィルム・バッジ</p> <p data-bbox="949 316 1104 339">[添付書類九]</p> <p data-bbox="949 347 1240 371">2.7 放射線計測器の保守</p> <p data-bbox="976 379 1697 467">発電所内外の放射線監視に用いる放射線計測器類は、定期点検と較正を行ない、また軽微な故障の修理を行なう設備が所内に準備されている。</p>	<p data-bbox="1738 316 2040 531">・添付書類九（2.7 放射線計測器の保守）に、放射線監視に用いる放射線計測器類の定期点検と較正を行なう旨の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(管理区域外等への搬出および運搬)</p> <p>第169条 課長（放射線管理）は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第147条（新燃料の運搬）、<u>第149条の2</u>（使用済燃料の運搬）および第151条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第151条（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。</p> <p>3. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>」（以下「<u>実用炉規則</u>」という。）に従って、次の措置を講じる。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がc.の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>」（第8条）に従って、次の措置を講じる。</p> <p>(4) 管理区域のうち汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>・本文九号に、管理区域外への運搬の際、表面汚染密度限度が法令に定める値の十分の一を超えないことの確認の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付書類九（2.2 管理区域内の管理）に、管理区域外への運搬の際、表面汚染密度限度が法令に定める値の十分の一を超えないことの確認の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載 (設置許可記載なし)	設置許可との整合性説明
<p>(発電所外への運搬)</p> <p>第170条 各課長は、核燃料物質等（第147条（新燃料の運搬）、<u>第149条の2</u>（使用済燃料の運搬）および第151条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p><u>2. 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p><u>3. 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u></p> <p><u>(4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</u></p> <p><u>4. 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>		<p>設置許可との整合性説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第8章 施設管理</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第173条 <u>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」を含む要求事項への適合を維持し、</u>原子炉施設の安全を確保するため、以下の<u>施設管理計画</u>を定める。<u>施設管理</u>に関する業務を確実に実施するために、「<u>施設管理要領</u>」に従い実施する。また、組織は、<u>施設管理</u>の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、<u>施設管理</u>の業務を実施する。</p> <p>1. <u>用語の定義</u></p> <p><u>保全</u>：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持または向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、<u>効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</u></p> <p><u>工事</u>：補修、取替えおよび改造の総称であり、<u>建設、使用前点検を含む。</u></p> <p><u>作業管理</u>：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための<u>作業の管理。</u></p> <p>2. <u>施設管理の実施方針および施設管理目標</u></p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理</u>の実施方針を定める。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、および<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 所長は、「<u>監視測定および分析基本要領</u>」で定めた手順により、社達で周知された<u>施設管理</u>の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理</u>目標を設定する。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、および<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ<u>施設</u></p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<p>・設置許可に記載はないが、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>管理</u>目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の<u>施設管理</u>目標を達成するため、4. より1 1. からなる保全プログラムを策定する。また、1 2. の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、および<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（7. 3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 （1）<u>廃止措置計画に定める性能維持施設</u> （2）その他、自ら定める設備</p> <p>5. <u>施設管理の重要度</u>の設定 組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<u>施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</u> （1）系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求の有無を考慮して設定する。 （2）機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。 （3）構築物の保全重要度は、（1）または（2）に基づき設定する。 <u>（4）設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせで設定する。</u> <u>（5）次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 （1）組織は、保全の有効性を監視、評価するために5. の<u>施</u></p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>設管理</u>の重要度を踏まえ、<u>施設管理目標</u>の中で系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5.（1）の<u>施設管理</u>の重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。</p> <p>（a）予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>（2）組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標 （a）予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。</p> <p>（3）組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>（4）組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報を採取<u>および監視を実施</u>し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>（1）組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（7. 1 参照） b. <u>設計および工事</u>の計画（7. 2 参照） c. 特別な保全計画（7. 3 参照）</p> <p>（2）組織は、保全計画の策定にあたって、5. の<u>施設管理</u>の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験 b. 使用環境および設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において、維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7. 1 点検の計画策定</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{※1}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 事業者検査の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p><u>c. 事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>※1：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第173条の4による使用前事業者検査および第173条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ。)</u></p> <p>7. 2 <u>設計および工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、<u>設計および工事</u>を実施する場合、あらかじめその方法および実施時期を定めた<u>設計および工事の計画</u>を策定する。また、安全上重要な機器^{※2}の<u>工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}</u>の要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否およびその内容（手続きが不要と判断した場合、その理由を含む。）を記録する。</p> <p><u>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統および機器が、所</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>定の機能を発揮しうる状態にあることを、<u>事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験（以下「試験等」という。）</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>事業者検査および試験等</u>の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査および試験等</u>の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. <u>事業者検査および試験等</u>の実施時期</p> <p>※<u>2</u>：安全上重要な機器とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう。（以下、第189条（記録）において同じ。）</p> <p>※<u>3</u>：法令に基づく必要な手続きとは、「原子炉等規制法」の第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（<u>設計及び工事の計画の認可</u>）、第43条の3の10（<u>設計及び工事の計画の届出</u>）、第43条の3の11 <u>第3項（使用前事業者検査の確認申請）および第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）</u>ならびに「電気事業法」の第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。（以下、第189条（記録）において同じ。）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に<u>従って</u>保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第173条の2による設計管理および第173条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全</u>の結果について記録する。</p> <p>9. <u>保全</u>の結果の確認・評価</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p><u>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため事業者検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理，是正処置および<u>未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下のa. およびb. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、</u>以下のa. およびb. <u>に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u></p> <p>a. <u>保全</u>を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合。</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合。</p> <p><u>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1) および(2) の活動を第125条に基づき実施する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>12. <u>施設管理</u>の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果および2. <u>施</u></p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p><u>13. 構成管理</u> <u>組織は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。</u> (1) <u>設計要件（第125条7.2.1に示す業務・原子力施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第173条の2の設計に対する要求事項をいう。）</u> (2) <u>施設構成情報（第125条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）</u> (3) <u>物理的構成（実際の構築物、系統および機器をいう。）</u></p> <p><u>14. 情報共有</u> 組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（設計管理）</u> <u>第173条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</u> <u>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第125条7.3に従って実施する。</u> <u>（1）保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</u> <u>（2）「技術基準規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u> <u>（3）適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> <u>（4）設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u> <u>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第173条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p>	<p>[本文] 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7.3 設計開発 7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a. 機能及び性能に係る要求事項 b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c. 関係法令 d. その他設計開発に必要な要求事項</p>	<p>設置許可との整合性説明 ・本文十一号に、設計開発に用いる情報について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載 （設置許可記載なし）	設置許可との整合性説明
<p><u>（作業管理）</u> <u>第173条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u> <u>2. 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u> <u>（1）他の原子炉施設および周辺環境からの影響による工事対象設備の損傷および劣化の防止</u> <u>（2）供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u> <u>（3）供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u> <u>（4）作業工程の管理</u> <u>（5）供用開始までの作業対象設備の管理</u> <u>（6）第6章に基づく放射性廃棄物管理</u> <u>（7）第7章に基づく放射線管理</u> <u>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第134条による巡視点検を定期的に行う。</u></p>		<p>・設置許可に記載はないが、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（使用前事業者検査の実施）</u></p> <p><u>第173条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2. 検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>（1）検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>（2）検査要領書^{*1}を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>（3）検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b. 「技術基準規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>（4）検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>（1）第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>（2）検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>（3）前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役員</u></p>	<p>[本文]</p> <p>十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8. 2 監視及び測定</p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>の供給者。</u></p> <p><u>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p>		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>（定期事業者検査の実施）</u> <u>第173条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u> <u>2. 検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u> <u>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u> <u>（1）検査の実施体制を構築する。</u> <u>（2）検査要領書*1を定め、それを実施する。</u> <u>（3）検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u> <u>（4）検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u> <u>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状況を確認するために十分な方法</u> <u>b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</u> <u>c. a. およびb. による方法のほか、「技術基準規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u> <u>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u> <u>（1）第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u> <u>（2）検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施した組織とは別の組織の者。</u> <u>（3）前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u> <u>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会</u></p>	<p>[本文] 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 8. 評価及び改善 8. 2 監視及び測定 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p><u>頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る記録を管理する。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る要員の教育訓練の管理を行う。</u></p> <p><u>※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p>		
<p>第11章 記録および報告</p>		
<p>(記録)</p> <p>第189条 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、表189-1のうち、1.については保存し、その他については、適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 検査の責任者は、表189-2に定める検査に関する記録について適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表189-3に定める保安に関する記録を適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>4. 各課長および当直長は、表189-4に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
表 189-1				
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間		
1. <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間		
2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間		
3. <u>保全</u> の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間		
4. 安全上重要な機器の <u>保全</u> の結果（法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間		
5. <u>保全</u> の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間		

保安規定条文 (変更後)			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録 (実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合※1	保存期間		
6. <u>保全</u> の不適合管理, 是正処置, <u>未然防止処置</u> およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置および <u>未然防止処置</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間		
7. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> , <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間		
8. <u>施設管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> , <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間		
9. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間		
10. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間		
11. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の記録にあっては毎週1回	10年間		
12. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間		
13. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間		
14. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※2の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3		
15. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※3		
16. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3		
17. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※3		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間		
18. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間		
19. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日, 場所および方法	廃棄の都度	※4		
20. 放射性廃棄物を容器に封入し, または容器に固型化した場合には, その方法	封入または固型化の都度	※4		
21. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には, その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1年間		
22. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※4		
23. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※4		
24. 事故の原因	同上	※4		
25. 事故後の処置	同上	※4		
26. 風向および風速	連続して	10年間		
27. 降雨量	同上	10年間		
28. 大気温度	同上	10年間		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間		
29. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間		
30. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間		
31. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	※4		
（中略）				

保安規定条文（変更後）		設置許可記載	設置許可との整合性説明
表189-2			
記録（実用炉規則第14条の3および第57条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	
1. <u>使用前事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	<u>当該使用前事業者検査</u> に係る <u>発電用原子炉施設</u> の存続する期間	

保安規定条文（変更後）		設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（ <u>実用炉規則第14条の3および第57条に基づく記録</u> ）	記録すべき 場合	保存期間	
<u>2. 定期事業者検査の結果</u> <u>(1) 検査年月日</u> <u>(2) 検査の対象</u> <u>(3) 検査の方法</u> <u>(4) 検査の結果</u> <u>(5) 検査を行った者の氏名</u> <u>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> <u>(7) 検査の実施に係る組織</u> <u>(8) 検査の実施に係る工程管理</u> <u>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> <u>(10) 検査記録の管理に関する事項</u> <u>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</u>	<u>検査の都度</u>	<u>その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</u>	

保安規定条文 (変更後)			設置許可記載	設置許可との整合性説明
表189-3 ^{*5}				
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間		
1. <u>品質マネジメントシステム</u> 計画に関する以下の記録				
(1) 第125条 (<u>品質マネジメントシステム計画</u>) 4. 2. 1に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間		
2. <u>品管規則</u> の要求事項に基づき作成する以下の記録				
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年		
(2) <u>要員の力量および教育訓練その他の措置に係る</u> 記録	作成の都度	5年		
(3) <u>個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u> (本項の他で定めるものを除く)	作成の都度	5年		
(4) <u>個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る</u> 記録	作成の都度	5年		
(5) <u>設計開発に用いる情報に係る</u> 記録	作成の都度	5年		
(6) 設計開発レビューの結果の記録および <u>当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る</u> 記録	作成の都度	5年		

保安規定条文 (変更後)			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間		
(7) 設計開発の検証の結果の記録および <u>当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</u>	作成の都度	5年		
(8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および <u>当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</u>	作成の都度	5年		
(9) 設計開発の変更 <u>に係る</u> 記録	作成の都度	5年		
(10) 設計開発の変更の <u>審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録</u>	作成の都度	5年		
(11) 供給者の評価の結果の記録および <u>当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録</u>	作成の都度	5年		
(12) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果</u> の記録	作成の都度	5年		
(13) <u>機器等または個別業務に関するトレーサビリティ</u> の記録	作成の都度	5年		
(14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合</u> の記録	作成の都度	5年		
(15) <u>当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠</u> の記録	作成の都度	5年		

保安規定条文（変更後）			設置許可記載	設置許可との整合性説明
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間		
(16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u>	作成の都度	5年		
(17) <u>監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録</u>	作成の都度	5年		
(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5年		
(19) <u>使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</u>	作成の都度	5年		
(20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u>	作成の都度	5年		
(21) <u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</u>	作成の都度	5年		
(22) <u>講じたすべての是正処置およびその結果の記録</u>	作成の都度	5年		
(23) <u>講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録</u>	作成の都度	5年		
（中略）				